

# 羽田亨博士収集「西域出土文献写真」について

張 娜麗

はじめに

ユーラシア文化研究センター（羽田記念館）所蔵の「羽田亨博士収集 西域出土文献写真」（以下「羽田写真」と称す）は、旧制京都帝国大学総長ともなった羽田亨博士（一八八二—一九五五）が、生前に家蔵した総計九三三葉にのぼる西域出土文献の写真である。これらの写真は、羽田記念館に寄贈された後も、ごく一部の人に略覧されるのみで、長い間精密な調査や研究の対象ともされることがなく、ほとんど同館に架蔵されるままの状態であった。こうした中、近年になり、これらの写真が注目されはじめて、先ずそれらを目睹した榮新江氏によって、写真の一部が李盛鐸旧蔵の西域出土文献とかかわりがあると説かれることとなった。<sup>(1)</sup> このうち、こうした情報をもとに、池田温、落合俊典などの諸氏が、相次いでこれらの写真等についての考察を進め、重要な関係資料をも発見し、論考を發表することとなった。<sup>(2)</sup> 研究者諸氏は、これらの写真資料に多大な関心を注ぎ、その重要性を認識する一方、写真のもととなった被写体の原写本である西域出土文献の行方についても追究を行い、推測できた現在の所蔵者に対し、一日も早い原資料の公開を要望したのである。

「羽田写真」のもととなった原写本は、現在、何処に、どれほど、如何様な状態で所蔵されているのであろうか。また、これらの写真の元蔵者である羽田氏は、その原写本の所蔵者とどう関わっていたのであろうか。かねてよりこういった問

1 羽田亨博士収集「西域出土文献写真」について

題について注意を払っていた筆者は、最近数度にわたり「羽田写真」の所蔵機関である羽田記念館、及びその原写本の現在在所蔵者、所蔵機関の一部を訪ね、ささやかな調査を行った。本小文では、その調査結果の報告を行い、併せて、その間に気づくことになった幾つかの事柄について小述することとしたい。

## 一、羽田亨氏とその収集「西域出土文献写真」

### 1、羽田亨氏の撮影実態

明治四十三年（一九一〇）七月、京都大学文学部の前身であった京都帝国大学文科大学の狩野直喜、内藤湖南、小川琢治の三教授、及び富岡謙蔵、濱田耕作の二講師の五名は、羅振玉等から伝えられた情報により、敦煌出土文献の調査他に、北京に赴いたが、彼らが調査対象としたものは、内閣所蔵の古書籍等や敦煌藏經洞から新たに発見された文献で、その主要なものはスタイン、ペリオ等が取り残した文献、すなわち清朝政府が急ぎ確保して北京の学部に入れたものであった。この時調査に赴いた文科大学の教官五名の中には、羽田亨氏の名が見えない。これは、氏が文科大学の講師の囑託を受けた翌年のことであり、同年十一月十七日に「學術研究ノ爲上京ヲ命ゼラ」<sup>(3)</sup>れているのを見ると、中国に派遣され難い何らかの事情があったものと想像される。しかし、この時の調査を含めた敦煌出土文献の情報は、恐らく、文科大学教官の内藤湖南氏をはじめ、先輩の濱田耕作氏から親しく聞いたものと思われる。羽田氏は、こうした中で、明治四十五年（一九一二）三月、内藤湖南氏が先の調査の傍ら、故友の羅振玉氏から惠贈され持ち帰った「波斯教殘經」とされる遺文の写真を用いて「マニ教經典の殘卷」である旨を詳考した論文を発表した。<sup>(4)</sup> また、同年四月に「學術研究ノ爲清國奉天及北京へ出張ヲ命ゼラ」れ、内藤湖南氏と共に清国に赴き、奉天の宮城内で『滿文老檔』等の調査を行っている。

羽田氏は、これより先、明治四十四年（一九一〇）十月に、それまで研究を進めて来た『大唐西域記』研究の成果を京

都帝國大學文科大學叢書第一として刊行している。これ以降、京都帝大の諸先生、また、中国、欧州、露西亞各国の諸学者と交流をもち、殊に西域塞外、西アジア等の宗教、社会、歴史を研究し、日本の東洋史学、西域史学、「敦煌学」を築き上げている。羽田氏はこうした研究活動の中で歴大な西域出土文献を独自にカメラに収め、これを貴重な写真資料として家蔵資料の一つに加えていたのである。こうして残された写真について、

「大半の寫眞は極めて解像度が高く、なおかつ大判が多い。技術力のある専門家が撮影したものであろう。…」

「もとより羽田亨博士が依頼した撮影技師の腕は群を抜いている。四方片隅の歪みが僅少であることから恐らく非常に正確なマクロレンズを使用したものであろう。また被寫界深度も十分取っており、堅牢なコピースタンドを用いたものと想定される<sup>(5)</sup>。」

とされることが多いが、羽田氏収集の夥しい写真資料は、氏の依頼した撮影技師によるものだけなのであろうか。

上記の通り、羽田氏は明治四十五年三月に「新出波斯教殘經に就て」との論考を発表し、その翌四月初めから次五月初めにかけて、師の内藤湖南氏らと共に旧満州奉天に赴き、その宮城内で歴大な『滿文老檔』等の貴重書の撮影を行っている。その当時の様子について、後年、羽田氏は次の文を綴っている<sup>(6)</sup>（加点は筆者）。

「明治四十五年四月の初めから五月の初めにかけて、満州奉天の宮城内で、内藤湖南博士と共に、満州文の太督太宗の實録、即ち滿文老檔と稱する記録や、五體清文鑑即ち漢・滿・藏と新疆のトルコ語の五體對譯の語彙、合せて一萬餘枚をすべて寫眞にして將來したのは、余にとつて研究資料を大仕掛に蒐めることに手を着けた最初の事業であつた。費用その他の事情もあつて、撮影萬端を寫眞師に任せず、主として湖南博士や自分の手でやり、まだ手先きの凍る奉天の初春に、乾板の入れかへから始めて現像の末に至るまで手にかけてもので、今から追憶すると、よくもあんな肉體勞働に堪へたものであつたと思ふ。…」

羽田氏は三十才頃からこのように師のもとで、資料蒐集のために、自ら撮影も現像もこなしていたのである。時には専

門の写真師に依頼することもあったと見られるが、羽田氏はこうした自己撮影方式をその後も続けていったようである。

「スタイン、ペリオ、ル・コック諸氏の中亞探検によつて蒐集した記録文書の類を、大正九年十年にかけて倫敦巴里伯林などで閲覧し、その主要なるもの百種ばかりを寫眞若しくは抄寫し得たのにも、可なりの苦心を拂はさせられた。」  
といったことに併せて、上記の奉天での資料撮影時のことをさらに次のようにも綴っている。

「當時奉天に二三の邦人寫眞師あつたが、かゝる多數の寫眞撮影には經驗なく、第一に種板が揃はない。(中略)そこで遂に東亞同文書院の出身で近くこの地に寫眞業を開いたといふ南洞孝氏に依頼し、同氏の寫眞機と、吾々の攜行した寫眞機との二臺を宮殿内に据えつけ、南洞氏とその助手及び博士と余の四人で撮影を遂行することに定め、……」

写真の撮影には高度な写真撮影技術と被写体を選定する専門的な知識が必要となる。旧書籍、古文献の撮影は単なる写真師には任せられないところがある。羽田氏が、生涯を通じて研究資料の蒐集に精力的に取り組んでいたこうした姿は、上記のほかに、氏自身が綴り記した記録等に数多く確認される。例えば次のような文である。

「余は今日までの自分一個の爲ではなく、余の奉職する大學の爲に、また更に廣く一般學界の爲に、諸種の研究資料や書籍を集めることに、鳥澁がましかれど幾らか努力を拂つて來た積りであるが、これはかゝる時代に修學の道を辿つて、資料の不足に少からず苦しんだ經驗によるところが少くない。<sup>(8)</sup>……」

今日まで、多數の貴重な写真資料や書写資料、また詳細な目録類が遺されて來たのは、こうした羽田氏の高邁な考えがあったからに他ならない。羽田氏は自ら身につけた高度な写真撮影技術をもつて貴重資料を撮影し、また、関連写真資料を蒐集していたのであろう。

## 2、「羽田写真」の概況

さて、「羽田写真」は、現在、三十一冊になる大型のファイルに整理され、分載されている。各冊の見開きの下方に寄

贈を示すための長方形の朱印が押されており、その郭内に黒色のペン書きで「羽田明氏寄贈」の名が記されている。羽田亨氏からその令息羽田明氏（一九九八年寄贈）の手を経て現在の羽田記念館に収められたものと知られる。

この「羽田写真」は全三十一冊の内、第一〜三十冊には、漢文文書が、第三十一冊には、ウイグル、モンゴル語等の胡語文書が収められている。こうした「羽田写真」には、その内容の概略を示す用紙計三十二枚の簡易目録が備え付けられている。この目録には写真が一から九三三と番号を付けられ記録されているが、これは写真配列の序数を示すだけのものであり、一点の文書について、数葉の写真があるものも、同種の写真が複数存在するものも、すべて順次付番しているため、九三三葉の写真は、筆者の調査した結果では、実際の原遺品からすれば、約三一九点の文書が撮影されたものと認められた。

さて、「羽田写真」の個々は、文書を原寸大に焼き付けているもの、縮小して焼き付けているもの等様々である。原文書（例えば、No三四五〜四二〇の「維摩義記第二」、No六〇一〜六六六の「太玄真一本際妙經道本通微品第十」など）に対し、その全体にわたって撮影しているものもあれば、その一部（例えば、No四四四の「佛説无量壽經上」の巻末、No四五二Aの冊子の八葉目のみ）しか撮影していないものも認められる。一点の文書（上掲の「維摩義記第二」として最多のものは、七十六コマにもなる写真数が見られるものもある。ここで、「羽田写真」に収められた写真、番号、及びその実数を一覧にすれば、下記の「表一」のようになる。

この三一九点の内の三一一点は漢文文書で、八点はウイグルなどの胡語文書である。また、掲表中のNo一四〇〜一九七の『瑜伽師地論』については、同一の文書名であるが、各巻は連続していない上、旧蔵者等も異なるため、ここでは、その巻数ごとに一点として数えた。これに対し、No三〇八〜三一〇の『六祖壇經』については、複数の内容が写し出されているが、同一写本であるため、これを一点と看做し数えた。また、第十六冊（No四四四〜四五三「佛典及び社會經濟關係文書の混合」）、第三十冊（No八七七〜九〇一「蒲昌府文書」）の如く、文書点数は、写真の葉数を上回るものも見られるが、こ

〔表一〕

「羽田写真」葉数と被写文書実数対照一覧

冊次	番号	写真(葉)	文書(点)	冊次	番号	写真(葉)	文書(点)
第1冊	1~23	23	5	第17冊	469~497	29	6
第2冊	24~54	31	1	第18冊	498~528	31	6
第3冊	55~80	26	1	第19冊	529~560	32	3
第4冊	81~110	30	6	第20冊	561~595	35	3
第5冊	111~139	29	—	第21冊	596~625	30	3
第6冊	140~171	32	11	第22冊	626~655	30	—
第7冊	172~203	32	18	第23冊	656~685	30	2
第8冊	204~233	30	5	第24冊	686~714	29	1
第9冊	234~261	28	1	第25冊	715~745	31	12
第10冊	262~290	29	6	第26冊	746~775	30	6
第11冊	291~320	30	2	第27冊	776~805	30	7
第12冊	321~350	30	2	第28冊	806~835	30	20
第13冊	351~380	30	—	第29冊	836~866	31	22
第14冊	381~410	30	—	第30冊	867~901	35	91
第15冊	411~438	28	7	第31冊	902~933	32	8
第16冊	439~468	30	64			計 933 葉	319 点

〔注〕 「—」は、前項所出の文書を続写しているもの。

れは一葉の写真中に、内容の異なる複数の文書が撮影されているためで（詳細は後述）、これらのものを文書別に数えることは妥当であろう。

また、「羽田写真」の被写体となった文書の内容については、多岐にわたるものがあり、分野ごとに分類されてはいない。現在の各冊に貼付される写真の状況を観察すると、各所各氏のところ、乃至それらから文書を譲り受けた当初に写真を撮影し、作製した焼き付け写真をそのまま保存していたもののようにも推測されるところがある。

さて、「羽田写真」と密接な資料がほかにも存在する。すなわち『敦煌秘笈目録』である。この目録の存在は、近年になって落合俊典氏「羽田亭稿《敦煌秘笈目録》簡介」の文で学界に知られるようになった。その内容について、同氏は次のように述べている。

「その内容は日本の某所蔵者の七三六點に及ぶ敦煌寫本のリストである。このなかには李盛鐸旧蔵の敦煌文献四三三一點も含まれており、

極めて興味深いコレクションと言える。(中略)資料の語るところ、ならびに筆者の調査によれば、某所蔵者から依頼を受けた羽田亨博士は第二次世界大戦の最中調査を進め、書名・巻数・撰者名・年代・識語等を略記した目録を作成するまでに至った。<sup>(9)</sup>」

落合氏の文によれば、当目録は、羽田亨氏の作成したもので、氏の没後、塚本善隆氏に(一九五五年以前)託し、のちに、塚本善隆氏から牧田諦亮氏へ(一九八〇年以前)委託されたものである。牧田諦亮氏のご教示によれば、この目録は、氏が高齢となったため、現在、落合俊典氏の手元に保管を委託していることである。落合氏はこの目録を素材として前稿に続き、「敦煌秘笈目録(第四三三號至第六七〇號)略考」の論考を発表し、問題部分を伏せて□にし、羽田亨氏生前自筆の『敦煌秘笈目録』に七三六点の記録があることを紹介している。<sup>(10)</sup>ここでは、落合氏の論考にもとづき、『敦煌秘笈目録』の番号を下記しておくこととする(↓印下方の数字は筆者が示した)。

① 李盛鐸舊藏的四二二件(第一號至第四三三號) ↓ 四三二点

② 新增目録(第四三三號至第六七〇號) ↓ 二三八点

③ 短篇及段簡五十種(第六七一號至第七三六號) ↓ 六十六点

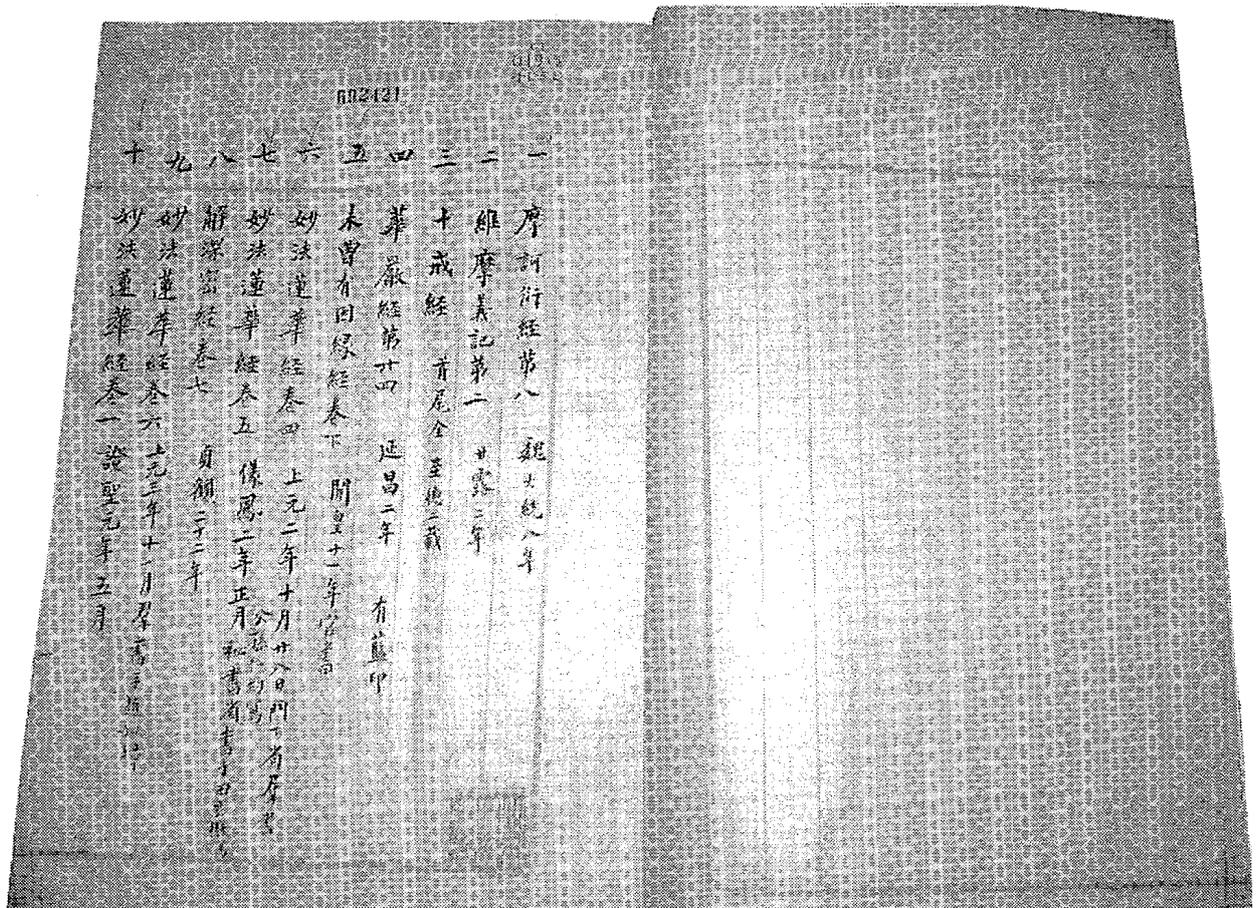
この『敦煌秘笈目録』に示されている七三六点にのぼる西域出土文献の行方について、研究者の熱い眼差しが注がれることとなったわけである。なお、これにかかわり、この七三六点の文献が、「羽田写真」中に含まれているか否かも興味深い問題となった。羽田亨氏が写本を購入した経路や旧蔵者との関係などは未解明な点が多いが、これからは、「羽田写真」の全体像、及び他所とのかかわりの考究が必要となって来るように思われる。

## 二、羽田亨氏・「羽田写真」と李盛鐸旧蔵西域出土文献

### 1、李盛鐸旧蔵西域出土文献

李盛鐸（一八五八～一九三七）、字は樵、又は椒微で、号は木齋、別号は師子庵舊主人、師庵居士、堯嘉居士などという。李氏は江蘇省德化縣（現在は九江市）東郷譚家田の出身で、一八八九年の科挙殿試一甲第二名で進士に及第し、のち翰林院編修をふり出しに文官として高位に至り、欽差大臣署理巡撫などを歴任、袁世凱に聘され政治顧問などともなり、のち参議院議長をもつとめ、一九二〇年以降退引し自適している。清末の学識者、蔵書家として著名で、『木樨軒蔵書題記及書』の著書のほか、『木犀軒收藏舊本書目』『木犀軒宋本書目』『木犀軒無板書目』といった自編書目も残している。

こういった李盛鐸氏は、新出の西域出土文献に対して、殊の外の興味をもち、自らの高位を利用しつつ、積極的にこれを選別蒐集して秘蔵する人物でもあった。氏の敦煌写本収集活動、及び所蔵写本の真偽問題などの詳細については、榮新江氏が精考を公表している<sup>(1)</sup>。李盛鐸旧蔵西域出土文献（「李盛鐸旧蔵文書」と称す）については、一九三五年十二月十五日、及び同二十一日の二度にわたり『中央時事周報』に於いて、『德化李氏出售敦煌寫本目錄』との題下で登載されている。この当該目錄の内容の大半は、『敦煌遺書總目索引』の「敦煌遺書散録」として容易に見られるものであり、目錄の原本は、『李木齋氏鑒藏敦煌寫本目錄』（以下『李木齋目錄』と称す）と題し、現在、北京大學圖書館善本部に所蔵されている。現在、目錄は藍色の帙に収められており、紺地の表紙で線装された黄ばんだ綿紙の各丁には、版心から左右各々に十行ずつ淡緑色の太い界郭線を施す中に、各十行同色の細線で行界が刷り込まれ、その中に文書名が楷書で整然と書写されている。紙数は計二十丁を数える（前後の各一丁は扉とされ文字を記さない）。各丁の冠部には一行中に記された文書の整理番号が漢数字で記されている。この数字は文書名の書と同筆である。第二丁（目錄本文の第一丁）表初行「摩訶衍經第八



図版一 『李木齋氏鑒藏敦煌寫本目錄』の冒頭部（北京大學圖書館藏）

魏大統八年」（左下方角に「北京大學藏書」の篆文朱印あり）から始まる目録の記載は、第十九丁（目録本文の第十八丁）裏二行目「四百三二 漢書殘卷 避世字」で終わり、この丁末の左下方角には、はじめと同じく、「北京大學藏書」の篆文朱印が捺されている。各番号の頭上には、近人がこの目録を閲覽した折に付けたか（と見られる黒鉛筆書き（ところにより赤、紺色も見られる）での「✓」印が加えられた部分も見られる（図版一参照）。

さて、この『李木齋目錄』に示される四三二点にのぼる李盛鐸旧藏文書の行方については、上記の『中央時事週報』一九三六年の第一卷第七期「學觚」欄に、「德化李木齋氏于清季得斯坦因、伯希和兩氏所未取之敦煌餘珍甚多。去春會以八萬元日金、售諸異國、其目已爲載於中央時事週報之學觚欄。近聞李氏又有一批求售、雖數量較上次爲少、且精美亦遜、但亦有重要者。特覓得其目、附載於此、以爲國人之注意古籍者告。」と記されたのみで、その後、消息は杳として知られなくなつてしまつたのである。この李盛鐸旧藏文書に

ついで、榮新江氏は（原文は簡体字）、

「一九三五年二月一五日和二一日《中央時事週報》所刊李盛鐸旧藏敦煌寫本精品、以八万日金售諸異國」、我曾  
在京都大学羽田亨紀念館見過部分屬於這批寫本的照片、但其原本所在、迄今不明。而可以明確的一点是、據北京大學  
圖書館所藏這批寫本目錄的原稿本、其所登錄的文書一定整體收藏在日本某家而没有打散、因爲我們見到的如此多的鈐  
有李氏印章的寫本、均非這批寫本中物、我們期待着這批珍貴寫本尚在人間、更盼它們能早日印行。<sup>(13)</sup>

と論考を進め、それらの文書が分散することなく某所藏者のもとにまとまって秘藏されている旨を推論している。なお、  
落合氏は、前述の如き文章を記しているが、同氏が提示した羽田亨氏自筆の『敦煌秘笈目錄』①の「李盛鐸舊藏的四三二  
件（第一號至第四三二號<sup>(14)</sup>）」を考え合わせると、李盛鐸旧藏の四三二点の文書も含めた七三六点にも及ぶ敦煌写本は日本の  
某所にあること、さらに、羽田亨氏等の手を経由して他所に移動した事実があったことは確実のようである。では、ここ  
で、羽田氏と李盛鐸旧藏文書とのかかわりを小述してみることにはしたい。

## 2、羽田亨氏と李盛鐸氏

昭和二年（一九二七）五月、羽田氏は東京下谷の中村不折氏邸を訪ね、氏の購得秘藏する敦煌出土文献を閲覽している。  
そして、この翌年の昭和三年（一九二八）に、羽田氏は北京に赴き、この折、柯劭忞博士のもとで、『華夷譯語』の一本  
などを見出し撮影などもしている。また、これに引き続き、秋十月に、敦煌新出の優品の蒐藏家李盛鐸氏を天津の邸宅に  
訪ねている。この訪問は、主として上記の未刊の景教經典『志玄安樂經』写本を一瞥することにあつたようであり、これ  
を収蔵する李氏的情況を把握していて、李氏と関係をもっていた恩師（李氏には、大正九年の学部藏品等の調査時、面識を  
得ている）内藤湖南博士をはじめ、多数の学者等に紹介を得、ようやく面晤を果たし、閲覽、研究、図版使用を快諾して  
もらっている。因みに、内藤博士の李氏への紹介状を記しておくこととする。

「與李木齋 昭和三年九月

木齋先生執事、不奉明教已歷歲矣。遙想興居佳勝爲喜爲慰。弟自告退成均、買山郊垌、裹足闔閭、日以著述爲事、但問學本疏、見聞竟陋。嚮在英法兩國涉獵鳴沙遺帙、亦未有校理成書、可以請教大方爲可愧耳。茲有敝友羽田博士亨、見占大學講席、年力方壯、淹通乙部、釋突厥回鶻之殘碣、闡景祚麻尼之遺教、嘗游歐洲、以其所得、傳諸通邑大都、彼間名宿莫不虛左相待、稔聞執事、績學加於中壘、藏書軼於河間、石室麻牋、太秦墜篇、兼收併蓄、靡所不有。久欲奉教左右、與聞緒論、以弟託交下風有年、求一爲之先容、所以裁此敢塵鈞聽、伏乞執事垂青、爲發鄴架之富、啓金匱之鑰、使其獲飽睹山巖屋壁之所出、非所敢望也。揣此介紹併頌箸安。弟虎頓首。<sup>(15)</sup>」

李盛鐸氏宅訪問のことは、羽田氏自身も「景教經典志玄安樂經に就いて」の劈頭に次のようにその時の詳細を綴っている。<sup>(16)</sup>

「自分は昨年初秋種々の題目を齎して鮮滿から北支に遊んだのであつたが、當時この未刊の兩經をせめて一瞥でもしたいといふことは、その中の重要な一項であつた。従つてこれを收藏せらるゝ李盛鐸氏に對しては、我が内藤湖南博士を始め、中華民國の闕鐸氏・吳燕紹氏。徐鴻寶氏などを煩はして懇篤な紹介を得、殊に闕・吳兩氏は態々北平から天津まで赴いて斡旋の勞を執つて呉れられたのであつた。李氏が珍藏の愛着を捨て、慨然として自分の希望を容れ、單にその一見に止まらず、全卷の抄寫、研究の發表に至るまで、すべて快諾を與へられたのは、氏の學に忠なる所以であると共に、此等諸君子の懇情の賜であつて、今茲にこの一篇を公けにするに當つて、先づこれ等の諸氏に對して深厚なる感謝を捧げなければならぬ。」

天津の英租界黃家花園の李氏邸で李盛鐸氏との会晤を果たした羽田氏は、李氏より景典をはじめ多数の貴重な遺籍を示されている。前引文に続く羽田氏自身の記述を記しておくことにしたい。

「十月七日、天津英租界黃家花園に李氏を訪ひ、手輕にこの景典を手交されて、始めて年來の渴望を醫するを得た。

更ためて言うまでもなく、この一卷はこれと同時に李氏の示された道徳經注百三十八行漢書存匡傳より孔光傳に及ぶ一百六十行唐律八十行等の斷簡を始め、その他多數の貴重なる遺籍と共に、例の敦煌の石室から出たもので、李氏はこれ等の蒐集の爲に、特に人を敦煌に派したのだと説明せられた。<sup>(17)</sup>」

こうしたことがあつてか、のち李氏が、自家の事情によつて金子を工面するため、愛蔵の文書を売却するに及んだ折、この一文中に示された典籍を含めた多數の文書が、縁あつた日本に売却されることとなつたようである。恐らくはこの縁を起こすことになつた羽田氏がかかりをもつ中で、或いはそれらの文献が羽田氏の掌中に入り、或いはその写真資料が作られ、現在の「羽田写真」が残されることになつたように推測される。<sup>(18)</sup>このことについては、梶浦晋氏が指摘するやうに、『茶わん』誌（第九十八號）の文中に、昭和十四年当時、中国在住三十余年という作間秀一氏が天津の李盛鐸氏の家から取り寄せたという敦煌遺書五十巻を安藤徳器氏が入手したことが記され、続いてその数年前から羽田氏が李氏蔵本の日本将来を計画していた旨が書かれていることが注意される。ここで、当時北京に在住し骨董蒐集に熱をあげていた安藤徳器氏が綴つた文を記しておくことにしよう。

「故李盛鐸は清朝の尙書、有名な藏書家で國民政府が事變前四十萬圓で賣收せんとした「木犀軒藏書」のことは、内地でも相當有名である。京大總長の羽田亨博士が數年前から、その日本將來に苦心されてゐることも知る人ぞ知る。……羽田博士のためにも筆者は功名心ばかりでなく文化工作上ぜひとも日本人の所藏に歸したいと焦慮してゐる」<sup>(19)</sup>

羽田氏に関するこの記事が単なる伝聞ではなく、或いは事實を含むものであるとすれば、この文が雑誌に載出された昭和十四年の數年前から羽田氏が李盛鐸旧藏文書の日本将来をはかつていたことが周囲に知られていたことになり、極めて興味深い。ただし、羽田氏が将来した李氏藏品はその目録内容、及びその他の關係資料（後記）からこの文に見える安藤氏入手の五十巻ではないと判断される。

### 3、羽田亨氏与李盛鐸旧藏文書

さて、現在、「某企業家」の有に帰していると諸氏が論述することになったこれらの李盛鐸旧藏文書に対し、羽田氏はどのように関わっていたのであろうか。これについては、諸氏は、

「李盛鐸旧藏敦煌經卷（四三二点）は一九三八年以降一九四〇年代にかけて日本の企業家が購入したことは種々の状況から明らかである。その後さらに市場に出た敦煌經卷を購入し、総計七三六点となった。それらは敦煌秘笈と名附けられたコレクションである。企業家は、その調査を京都帝国大学総長の羽田亨博士に依頼した。<sup>(20)</sup>」

「在京都大学羽田亨紀念館中、有一些羽田氏留下来的照片、我們把其上所鈐李盛鐸的印鑑與北京大学圖書館善本部所藏宋元善本書上的同一印鑑做了對比、再與上述目錄勘同、可以判斷出是攝自這批写本、表明這批写本售到日本時、羽田亨曾加以研究。<sup>(21)</sup>」

と述べ、羽田氏が「写本の調査を依頼」された、或いは「写本の研究に取り組んだ」といった旨を推察している。しかし、羽田氏は単に依頼を受けて研究に取り組んでいただけであつたのであろうか。榮新江氏は、のちに

「…這些扣李氏藏書印的散卷子我看過很多、沒有一件是在四三二号的、所以証明這四三二号沒有散、就在日本的某家。幫這一家買的人是羽田亨<sup>(22)</sup>」

と述べた。これに続き、高田時雄氏が、多数の關係資料をもとに、羽田氏が敦煌写本に関わることになった経緯を含めてこれを調査した状況を推考し、さらに、その調査対象となつた李盛鐸旧藏文書について、

「…搜集李盛鐸舊藏本及敦煌寫本的發起者、乃至始終具體操持這項工作的就是羽田亨、（中略）羽田得到李盛鐸舊藏本之後、依靠「某氏」的資金援助面竭儘全力地不斷搜集、陸續由各方收購了包括富岡家及清野謙次所藏的一些寫本。昭和十二年（一九三七）夏秋之間、高楠順次郎舊藏《序聽迷詩所經》及富岡謙藏舊藏《一神論》、即羽田渴求的景教經典也相繼歸於其手。<sup>(23)</sup>」

と論を進め、羽田氏が李盛鐸旧蔵文書の東渡に直接的に関わった人物であることを力説している。また、高田氏は、さらに、『敦煌秘笈目録』に備忘録として、羽田氏自筆の「一、二、四二九、四三〇、四三二、十三、十九、十八、二十、十卷、二月五日佐佐木交付」「九十〇一〇〇 七月一八日佐佐木交付」とのメモが残されていることに言及し、この「佐佐木」について、

「交易斡旋者皆為『佐佐木』、這裏的『佐佐木』十有八九是京都的古書肆佐佐木竹苞樓、即竹苞樓受羽田委託承擔了有關購入業務、由於交易金額巨大而採取了分期付款的購入方式。」

と推論されている。<sup>(24)</sup> この一連の論考は、従来の説と異なるもので、羽田氏与李盛鐸旧蔵文書との関わりに関する事柄を考究する上で、極めて重要なものとなっている。しかし、佐佐木、竹苞樓、羽田亨、及び李盛鐸などの関連については、なお補足すべきところがあるように思われる。ここで、筆者の最近確認した事柄を記しておくこととしたい。

静岡県在住の史家磯部武男氏は、数十点の西域出土文献（その他も含め、以下「磯部氏所蔵品」と称す）を所蔵されている。これらのものについては、丸山裕美子氏の論考によりはじめて研究者間に知られるようになった。<sup>(25)</sup> 同氏の御紹介を得、筆者は幸いに磯部氏宅を訪ね、その所蔵の文書、及び関係資料を具に見せて頂くことができた。<sup>(26)</sup> 磯部氏所蔵品は、断裂した文書数点を主としたものであるが、経典、世俗文書残巻のほか、これに関わる封筒類や便箋類等が含まれている。これらの付随品こそ、前掲の佐佐木氏、竹苞樓、羽田亨、李盛鐸などの接点を証かす貴重な資料と看做されるものである。現在、付随品中にA「十一點の封筒」、B「九點の包み紙」（便箋利用のものも含む）、及びC「三枚の『京都帝國大學文學部』名入りの朱罫の便箋、二枚の原稿用紙」があり、その各々には下記の番号や文字が見られる（ゴチック体表示は筆書、その他はボールペン書）。

A 封筒（表書）

① 一三六 裏打反古／經濟文書／寺院倉庫關係

- ② 二六四 陀羅尼(名称不明)／佛説因果經 裏張反古紙
- ③ 二七九 佛説无常經／裏張反古
- ④ 三四三 裏張反古／律と經文
- ⑤ 三九五 裏張／変文? (佛經と／別物書) 一片酒破曆／觀無量壽經講經文?
- ⑥ 三九九ヨリ 裏張反古
- ⑦ 636 佛説八陽神呪經 裏張反古
- ⑧ 唐律 断片 十六菩薩／法華經 化城喻品第七〔手製封筒大〕
- ⑨ 律 大小三片 隋?／一片? (南朝?)〔手製封筒小〕
- ⑩ 十善文 〔臨川書店の水色の封筒〕
- ⑪ 無表記封筒〔臨川書店の褐色の封筒〕

B 包み紙(表書)

- ① 二十一 □疑論殘片／法相注釈
- ② 論語／小片〔赤鉛筆書〕
- ③ 注釈断片
- ④ 无量壽經／集要經与消息／ 無量壽經〔燉煌秘笈の印字のある藍界便箋〕
- ⑤ □□文 断片／○道教□ 断片
- ⑥ 六五三ヨリ 小片阿弥陀經
- ⑦ 三十一ヨリ／六三一ヨリ 六五三 大片と同一写經
- ⑧ 四二二ヨリ至る

⑨ 四二八より至る

C 便箋

① 富岡第十善見律裏〔京都帝國大學文學部〕朱野便箋〕

\*別に「十善見律 裏」〔貼り札〕あり。

② 龍勒飲都飲里戸陰君年卅八／戸劉惠滿年廿九／

常安里戸鄭奉慈弟奉成年廿五

③ 無表記便箋〔京都帝國大學文學部〕朱野便箋の截断紙〕

④ 吉凶書儀断簡／朋友書儀

〔四〇〇字詰め原稿用紙左半、右半釈文あり〕

このうちのAの①～⑥の裏面には、緑色で「京都市寺町通姉小路上ル／竹苞書樓 佐々木惣四郎」(氏名左側の電話番号等の文字は略)の住所印が押捺されている。

この「竹苞書樓」(俗に「竹苞樓」)は、京都の老舗の古書店で今も当時と同じ場所で「竹苞書樓」の名を掲げて古書籍業を営んでおり、「佐々木惣四郎」は当時の店主であった。当書店には、京都の各大学の学者方、例えば、内藤湖南氏や神田喜一郎氏、吉川幸次郎氏などといった著名人がよく来られた、と現在の竹苞書樓主、七代目の佐々木惣四郎氏が語られた。但し、李盛鐸、羽田亨の諸氏、及び西域出土文献などに関しては、記録もなければ、名前すら聞いたことがないとのことである。高田氏が言及する通り、「竹苞樓」も羽田氏自筆の「二月五日佐佐木交付」などのメモに見られる「佐佐木」の文字も、この「竹苞書樓 佐々木惣四郎」のことを指すものであることは誤りないと思われる。

Bの④には一片のみが包み込まれていて、これを包むために「敦煌秘笈」の文字と廓線を藍色で刷りしだ便箋が使われている。また別に断片資料を整理した折に用いたかと思われる「京都帝國大學文學部」名入りの朱野便箋も見られる。

さて、上記Aの一連の資料に対し、曾て丸山氏は、次のように推測された。

No.	『李木齋目錄』	No.	磯部武男氏所蔵品
二百六四	佛説因果經一卷 尾全	二六四	陀羅尼(名称不明) / 佛説因果經 裏張反古紙
二百七九	佛説無常經一卷(亦名三啓經)	二七九	佛説無常經 / 裏張反古
三百四三	殘經卷	三四三	裏張反古 / 律と經文
三百九五	殘經疏 疏内有除睡咒 入定咒	三九五	変文? 一片酒破曆 / 觀無量壽經講經文? / 裏張

「①—⑤の二六四・二七九・三四三・三九五・六三六の数字は、何れかの蔵書の整理番号であろうし、「仏説因果經」「仏説無常經」「仏説天地八陽神呪經」は、その番号に対する典籍で……

(筆者注：①—⑤は、筆者分類のA②—⑤、⑦のことである。)

筆者はこれらの整理番号と典籍名とが『李木齋目錄』に関わるものと想像しそれとの照合を試みたのであるが、その結果は上表の如きこととなった。

磯部氏所蔵のこれらの封筒類に記されている番号、及び文書名のうち、上表の如く「六三六」を除くすべてのものが、『李木齋目錄』と契合することとなった。これらの封筒は、かつて李盛鐸旧蔵の「仏説因果經」「仏説無常經」「仏説天地八陽神呪經」などといった文書を入れるものとして使用され、その中身は何れかの有に帰し、封筒だけが残され、時を経て書肆に流れ、ここを経由して磯部氏の所蔵になったと判断できたのである。

なお、「六三六」番のものは、前掲の『李木齋目錄』(四三二点)とは異なる羽田氏自筆の『敦煌秘笈目錄』中の「新增目錄」(第四三三〜六七〇号)下の番号と推測される。これもまた羽田氏と「竹苞書樓」とのかかわりを示す物証と見做すことができるようである。<sup>(27)</sup>

上表の磯部氏所蔵品中の各経名とそれ以外の文言は日本語であることから、これらのものは日本の某氏、恐らくは「竹苞書樓」主、乃至羽田氏、またはこれに関わる者が書いたものと見られる。「羽田亨」などの表記は見られないものの、『李木齋目錄』の「殘經卷」「殘經疏」等の部分に対し、「律と經文」「変文? 一片酒破曆 / 觀無量壽經講經文?」に至るまでのある種の研究結果が反映されているところが確認できるため、上記の羽田氏、乃至羽田氏に関わる人が記しているように推測されるのである。さらに、「敦煌秘笈」「京都帝國大學文學部」といった印刷された便

箋や封筒の部分を含むことを考慮し、ペン書き、鉛筆書き等の書体を諸種の目録の筆跡に比較すると、これらのものの中には羽田氏自身が記したものが含まれるように推考されるのである。

また、封筒以外の包み紙の表記に残る經典名には、李盛鐸旧蔵文書と『敦煌秘笈目録』とにかかわるB①のような重要なものが見られる。因みにこのものと共に、関連する目録の摘記を記しておくことにする。

〔二十一〕 □疑論殘片〕（磯部武男氏所蔵の包み紙 B①）

〔二一〕 □疑論第二〕 萬歲通天元年 行書〕（『李木齋目録』二二）

〔二一〕 □疑論第二〕 萬歲通天元年 行書〕（羽田亨『敦煌秘笈目録』二二）

以上述べた通り、羽田氏の『敦煌秘笈目録』に示された資料と磯部氏所蔵品からは、佐佐木、竹苞樓、羽田亨、及び李盛鐸等のかかわり、及びそれらの敦煌写本の売却、購求等の実態が幾分垣間見られて来たように思われる。これらの資料は、高田氏が説くように「搜集李盛鐸舊藏本及敦煌寫本的發起者、乃至始終具體操持這項工作的就是羽田亨、…」といった内容を一面で裏付けるものと言うことができよう。

#### 4、「羽田写真」に見られる李盛鐸旧蔵文書

「羽田写真」と李盛鐸旧蔵文書との関係について、上述の如く、榮新江氏はじめとした諸氏が、その実態を追及し考述を行っており、その後、池田温氏がさらなる考証を進めている。<sup>28</sup>そこで、これらにもとづき、筆者も、その該当の写真資料等を、逐次目録の記事と照合し、その具体相の把握につとめてみた。その結果、「羽田写真」に残された文書は、『李木齋目録』中の摘記と多く一致するだけでなく、その写真の被写体となった原文書の紙面に、冒頭、中間、もしくは、末尾の何れかの位置（二点ほど捺印なきものを除く）に、「敦煌石室秘笈」二十三箇所（以下の数字はその捺印箇所を示す）をはじめとして、「李滂」（二十二）、「李盛鐸印」（十九）、「木齋審定」（五）、「李盛鐸合家眷屬供養」（五）、「木齋眞賞」（四）、

「兩晉六朝三唐五代妙墨之軒」(四)の、総計八十一個所の捺印を留めることに気づいたのである。ここで、『李木齋目録』の表題順に、これに対応する「羽田写真」、及び写真中に現れる印文を一覧表化して掲出してみることにしたい。また、参考として、「散録」(『敦煌遺書總目索引』「敦煌遺書散録」中華書局一九八三年六月版、空白は当該の表記はなきことを示す)の番号も例示し、併せて関係する文書個々に最近の研究状況を表示しておくこととする。なお、捺印の項は、下記の番号をもって表示し、印文が現れる順に従うこととした。(因みに、「羽田写真」中の『李木齋目録』所録のものと一致すると見られる文書上には、曾て藤枝晃氏が「德化李氏凡將閣珍藏」印について「の文中で取り上げた偽印の懼れのある「德化李氏凡將閣珍藏」の捺印は確認されない。<sup>(29)</sup>ただし「羽田写真」の中には、No.五二五、五二八、六〇〇のようにこの印が捺されたものがあり、これとNo.五三八にはこの印と共に「木齊眞賞」の印が捺されているのが確認される。)

- ① 「敦煌石室秘笈」
- ② 「李滂」
- ③ 「李盛鐸印」
- ④ 「木齊審定」
- ⑤ 「李盛鐸合家眷屬供養」
- ⑥ 「木齊眞賞」
- ⑦ 「兩晉六朝三唐五代妙墨之軒」

上記のほかには『李木齋目録』にあり、「羽田写真」には見られないものもある。例えば、『李木齋目録』十三の「景教志玄安樂經」(散録二〇二)がそれである。この「景教志玄安樂經」については、昭和四年(一九二九)に、羽田氏が『東洋學報』第十八卷第一號で図版を掲出して論考を發表している(のちに、『羽田博士史学論文集』下巻で口絵六圖としたのはこ

〔表二〕 『李木齋目錄』所見文書と「羽田写真」対照一覧

『李木齋氏鑒藏敦煌寫本目錄』		羽田写真 No.	捺 印	研究状況	散録
一	摩訶衍經第八（大智度論）（魏大統八年）	55～80	②①⑤		190
二	維摩義記第二（甘露二年）	345～420	②③①⑦		191
三	十戒經（首尾全 至德二載）	435～438	⑦		192
四	華嚴經第廿四（延昌二年 有藍印）	24～54	④②		193
五	未曾有因緣經卷下（開皇十一年官書）	280～307	②①⑤		194
八	解深密經卷二*（貞觀二十二年）	312～338	⑥②		197
十一	法苑行儀一卷（開元二二年五月僧光遠行書）	498～515	②③①	落合 2002	200*
二二	昌道文（同光三年五月）	458～461	③①②		211
二三	三界寺受戒李愍兒牒（甲午年）	454～455	②③①		212
二四	燉煌縣龍勒鄉戶冊（天寶八載）	832～833	②③①	池田 1998. 3	213
二五	倉夫令狐良嗣牒	826～827	②③①	池田 1999	
二六	三界寺住奴戒牒（太平興國八年）	456～457	③①②		215
二七	史喜酥買馬文契	836～837	③②①	池田 1999	
二八	趙塩久買田契	834	③①②	池田 1999	
二九	開蒙要訓一卷	770～775	③①		218
三十	王梵志卷一（辛巳年十月）	814～821	③②①		219
三一	霄夜圖序（背有武後字寫經）	768～769	①⑥③②	岩本 2006	220
三二	驛程記	835	③③		221
三三	孔子見項橐	746～747	③①	牧野 2003	222
三四	牧群冊	838～840	②①	池田 1999	
三五	知馬駝官日行簿	841～847	無	池田 1999	
三六	支應冊（開元十六年）	872～876	①②③④		225
三七	算學	870～871	②①③		
三八	十六國春秋（後録駢文）	766	①	岩本 2004	227
三九	孝子傳（背寫經）	748～754	③①②④	湯谷 2003	228
七二	十六國春秋（背道家書）	767	①	岩本 2004	261
八四	佛說照明菩薩經（六朝人書）	10～23	①⑤	落合 2001	270
四百十六	李福貞發願文（雍熙二年歲次己酉七月十日）	421	無		538
四百二十九	大般涅槃經卷第三十四（建始二年大且渠唐兒供養 蘇仲祖寫）*	209～229	⑥②⑤⑦		
四百三十	大涅槃義記（正始元年十月九日）*	234～261	②⑤⑦		
四百三二	漢書殘卷 避世字	723～736?	①③⑥②		
?	十大弟子讚兼諸禪師法門	485～487	④		

〔注〕・「羽田写真」No.312～338「解深密經卷二」は『李木齋目錄』では「解深密經卷七」と誤寫している。

- ・421「李福貞發願文」等の紙面に李盛鐸關係の捺印は見られないが、題記、紀年等が『李木齋目錄』と一致するため、有印ものと等しいものと見て本表中に掲出した。
- ・『李木齋目錄』四百二十九の尾題、及び奥書は「羽田写真」No.229では「大般涅槃經卷第卅三／建始二年歲次庚辰敦煌大守／弟子大且渠唐兒所供養經／十六囉／蘇仲祖寫」となっている。
- ・『李木齋目錄』四百三十では奥書の款年が「正始三年」と記されているが、原本の文字は「正始元年」であるため、ここでは表記を改めた。
- ・「羽田写真」No.840は、839に見える文書の部分写真であり、継紙部に捺された当時の官印を撮影したものである。この写真には、官印の捺された上方に、「敦厚石室秘笈」印、また右側下方に「李滂」印の印字が見られる。

の写真である。従って、李盛鐸旧蔵文書は、「羽田写真」で残されているもの以外にも存在するものがある。

〔表二〕にも示したように、『李木齋目録』、「羽田写真」にもその当該の文書名（八四一〜八四七「知馬駝官日行簿」、四二一「李福貞發願文」）が見られるにもかかわらず、李盛鐸関係の捺印が確認できないものも存在している。これに対し、四八五〜四八七の「十大弟子讚兼諸禪師法門」のように、「羽田写真」に原書の写真があり、その書影中には、「木齋審定」の捺印も見られるが、『李木齋目録』中には表記がないといったものもある。

ところで、〔表二〕を一覧すると、幾つか気になる点を確認される。その一つは、李盛鐸旧蔵の四三二点にのぼる文書から、羽田氏は上記の三十二点を中心としたものを剔出して撮影しているといった点である。これらのものは、決して無造作に選別したものではないと筆者には思われる。上表からもわかるように、『李木齋目録』に見られる冒頭部分の写経類は、何れも題記のあるものであり、京都帝国大学文科大学より派遣された内藤湖南氏をはじめとした五名の調査団が、明治四十三年（一九一〇）当時北平の学部で実査し、持ち帰った写真にもとづき、松本文三郎氏が精力を注ぎ研究したものを含むもので、直後に李盛鐸氏の有に帰した精品を主とするものであることは注目すべきであろう。また、「羽田写真」の被写体とされなかった写本は、目録中の随所に見られるが、その中のものは特に『李木齋目録』の八五〜四百三二間（四百十六の「李福貞發願文」などの二・三を除く）の三四〇余点に集中している傾向がある。この間の文書内容のほとんどが仏典類なのである。さらに、『李木齋目録』の一〜十間の写本内容だけに限っても、被写体とされなかったと見られるものは、六、七、九、十の四点、すなわち、『妙法蓮華經』の写本なのである。これらは、東洋史学、西域史等を攷究しようとする内意をもつ調査者には、あまり急用と感じられないものであったように推測される。従って、羽田氏は、李盛鐸旧蔵仏典中の題記のある最精品の部分、書写実態や社会状況、また宗教活動等を直に確認できる文書資料を選び取り、これ以外の一般写経等は撮影対象から大幅に除外し、それらを、情況の許される中で撮影したものと見られる。

〔表二〕に掲出した諸例は、総計三十二点に過ぎず、この数字は『李木齋目録』（四三二点）から見て、一割未満の数値

であるが、「羽田写真」と李盛鐸旧蔵写本とが深く関わることは明らかとなる。

また、もう一つは、これは極めて重要なことであるが、前掲の表からも知られるように、各遺墨等に捺された印文を縦覧すると、人名に限れば、「李盛鐸印」「木齋審定」「木齋眞賞」のほか、李盛鐸氏の長子「李滂」の文字が一部を除き各文書上に見られることである。こうした父と子の印文は何を示すのであろうか。父子各々の鈴印にはさまざまな状況が推考可能であるが、これらが一九三五年十二月十五日、及び二十一日付の『中央時事週報』に上載された、『徳化李氏出售敦煌寫本目録』に記された中のものであることすれば、李盛鐸氏最晩年に於ける珍蔵品の売却に際して、その子李滂がその整理等を行っていた可能性があると推察され、また、羽田氏の写真撮影の状況が類推可能となるように思われる。「羽田写真」は、李氏側、乃至これを斡旋する古籍商側が見本のために撮影したものではなく、これを購得した側、すなわち、羽田氏側がある意志をもって撮影したものと想像される。羽田氏は明治四十五年の師内藤湖南との奉天での古書調査以来、自ら写真をとり、自ら現像することを行っているので、或いは、これらは、写真師を依頼せず自ら適宜に撮影したものであるように思われるのである。こうした撮影があったとすれば、この撮影を可能とする時期は、李盛鐸旧蔵文書の売却が成立し、これが順次に船便で日本に運ばれ購得者のもとに入った折のことと推考される。李氏蔵品の購得に関わった古籍商は内藤湖南氏も交渉をもっていた京都の書肆「竹苞書樓」こと佐々木惣四郎であることが羽田氏に関わる資料によつて考究可能とされており、これについては、高田時雄氏が既に「明治四十三年（一九一〇）京都文科大學清國派遣員北京訪書始末」で、その一部の考証を記している。羽田氏は、一九三六年一、二月以降、順次日本に到来した李氏所蔵文書を確認し、必要と見られるものを撮影していたように思われる。

ここで、李盛鐸旧蔵文書を記した目録について略記しておくこととしたい。目録は、現在、名称を異にするものが四種ほど確認されている。先ず一九三五年十二月十五日、同二十一日に『中央時事週報』に載出された『徳化李氏出售敦煌寫本目録』は、総計四二八点の文書名を列記するもので、各文書名の上には通し番号は付けられてはいない。次に二〇〇一

年八月十六日『中華讀書報』上に発表された方廣鋁氏の「呼喚『羽田亨目録』中的敦煌遺書早日面世」(原文簡体字)の文(二〇〇一年十一月二十一日『光明日報』再掲)に示された方氏の「日本羽田亨收藏李木齋(盛鐸)旧藏敦煌遺書目録」複写本は、「日本羽田亨收藏…」と標記されてはいるものの、その内実は四二八点の文書名を列記したもので、上記のものと同種と見られる。これら二本は、共に原品が売却された折に、蔵者であり、売り手である李氏側から提供された目録をもとに写し取られたものと想像される。さらに、これら二種のものとは異なつた『敦煌秘笈目録』の名をもつ目録は、『KOKUYO』の罫線にペン書きされたもので、総計四二八点の文書名のほかに、末葉裏面に四点の文書名が補記されているとのことである。<sup>(30)</sup>この目録は、李氏蔵品の買手側の整理目録と判断されるもので、文書名の上には算用数字による通し番号が打たれ、文書名下にはその内容を考定した注記がペン書きされている。この目録は、羽田氏が旧蔵していたのち羽田氏のもとより塚本氏、牧田氏、落合氏と通伝され、現在、その一部が、原本写真二点と共に現保管者の落合氏、及び研究者の高田氏によつて僅かに紹介されている。この目録の筆者については、現在、一、二の臆説が出されているが、その筆跡をこれとは別に羽田氏旧蔵で塚本氏、牧田氏、小田義久氏と伝蔵された『大谷光瑞氏寄託經卷目録』(第壹分冊)(二九八九年九月 龍谷大学佛教文化研究所 指定研究 大谷文書の整理と研究班 代表 小田義久氏)中の書き込み、及び羽田氏の『敦煌秘笈目録』等、羽田氏の筆跡とされる細字と比較すると、それらは同一人の手によるものと確認されるため、何れの目録も羽田亨氏本人の手書であることが分明となるのである。

さて、もう一種の目録は、北京大學圖書館善本部に珍藏される『李木齋氏鑒藏敦煌寫本目録』である。この目録については、榮新江氏が詳細に論じ翻刻を公表しているが、<sup>(31)</sup>既述したように、総計二十丁からなる(前後の各二丁は扉とされ墨付きは十八丁)謹嚴な楷書填記の目録で、総計四三二点の文書名が列記されている。文書名の冠部には通じ漢数字の通し番号が付けられており、さらに近人の黒鉛筆での「✓」痕がつけられている。この目録は、帙の題記によれば、「李盛鐸編」とされている。しかし、榮氏はこの筆跡を検討し、この目録の筆者を李盛の子李滂と看做している。恐らく、晩年の父の

命を受けた息の滂が、通し番号をつけながら、この目録を表記したものであろう。或いは、このもととなる李盛鐸氏自身の手になる原稿の目録があり、それに従ってこのものが成り、また、別に『徳化李氏出售敦煌寫本目録』、『敦煌秘笈目録』が作られたようにも想像される。但し、羽田氏の『敦煌秘笈目録』は李氏筆の目録に従い、さらに手を加えたものと見られる。

### 三、「羽田写真」と書道博物館所蔵西域出土文献

羽田亨氏は、書道博物館所蔵西域出土文献（以下「書博文書」と称す）である『律藏初分』卷第十四、及び『觀世音經』の長大な跋文を素材にした論考「敦煌千佛洞の營造に就きて」を残している。また、曾て羽田氏の在籍した京都大学文学部には、同じく「書博文書」のウイグル語文献より撮影した二冊の未公開の写真帳が残されている。これらは、羽田氏と「書博文書」との関わりを証かすものとして、かなり早くから研究者間には知られてきたことであつた。<sup>(32)</sup>しかし、龐大な「羽田写真」中に、『律藏初分』卷第十四なども含め、「書博文書」の写真が残されているのか否か、残されているとすれば、その正確な数はどれほどとなるのか、或いは、「書博文書」がどのような姿として「羽田写真」中に残されているのかなどの問題については、永く研究者間にも問われることが稀であつた。

#### 1、「羽田写真」に見られる「書博文書」

「書博文書」は、書道博物館の創設者である中村不折氏（一八六六—一九四三）が、生前蒐集した各種の文書である。日本有数の洋画家であり、また書家でもあり、書法、金石文字研究に情熱を傾けていた不折氏は、早くから新出の肉筆資料である西域出土文献に注目し、これを大量に購得して、自ら研究をも進めている。

〔表三〕

## 「羽田写真」と書道博物館所蔵文書対照一覧

「羽田写真目録」表記		書博「図版目録」表記	書博図版番号	備注
424	普泰二年元榮經卷奉納文？	律藏初分卷第十四	書博【021】	「羽田写真」は尾題部分のみの撮影
517	十住論第七の題記	十住論後款	書博【152】⑩	
575	南華真經知北遊品第廿二	莊子知北遊篇第二十二	書博【136】	
584	南華真經天運品第十四	莊子天運篇第十四	書博【135】	
738	論語學而第一	鄭注論語殘卷	書博【134】	「鄭注」は誤→何晏『論語集解』
740	三國志	三國志吳志第十二殘卷	書博【140】	
741	三國志及び佛教關係文書	三國志吳志第二十殘卷	書博【141】	書博に「佛教關係文書」の部分なし
743	春秋	春秋左氏伝殘卷	書博【137】	『春秋經傳集解』「昭公六年」殘卷
745	春秋昭公七年條	春秋左氏伝殘片	書博【168】①	
802	天寶〇載閏十月〇五日の文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	「天寶五載閏十月十五日」とある
803	漢文文書	文書殘片	書博【168】⑤	
806	漢文文書	吐魯番出土唐人墨蹟	書博【148】②	
807	漢文文書	文書殘片	書博【168】⑥	
808	景龍三年西歲九月十八日の佛教關係文書？	殘經	書博【168】⑧	
809	漢文文書	超薦亡夫疏稿殘片	書博【169】⑤	晋卿跋尾あり
811	漢文文書	詩文殘片	書博【169】②	晋卿觀記あり
812	漢文文書	柳中遺文冊	書博【177】上冊	
813	漢文文書	殘片	書博【169】④	
824	〇九年庚辰歲五月十一日傳〇の記載ある文書	殘片	書道【168】⑦	
825	丁谷僧義玄の名ある漢文文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
849	社會經濟文書	吐魯番出土唐人墨蹟	書道【148】①	
850	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
851	趙懷讓の名ある社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
852	蒲昌縣真容寺のある社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
853	天寶六載四月十四日給家人春衣歴と記す	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
854	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
855	社會經濟文書	乞糧牒	書博【128】	
856	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
857	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】上冊 書博【177】下冊	
858	高寧鄉開元肆年籍	戸口冊	書博【126】①	晋卿等の觀識、題記あり

859	社會經濟文書	戸口冊文書	書道【169】③	晋卿等の跋文あり
860	社會經濟文書	天宝解纒殘檄	書博【127】	仲父晋老の尾題等あり
861	名山郷交河城戸冊	戸口冊	書博【126】②	
862	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】上冊	
863	社會經濟文書	吐魯番出土唐人墨蹟	書博【148】③④	
864	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】上冊	
865	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	
866	社會經濟文書	北館牒	書博【124】②③	
867	北館厨殘牒	北館牒	書博【124】①	
869	社會經濟文書	柳中遺文冊	書博【177】下冊	

〔注〕・「羽田写真目録」424、808の表記中の「？」印は、原目録に付されているものである。

・802と864は同一文書の断裂品であるが、「書博文書」、「羽田写真」では何れも個別に収載されている。

不折氏自身は、自蔵の甲骨、金石、石経、刻石、甕などの資料に加え、一部の写経、典籍、史料などといった紙文書も用いて、総計一〇六点の図版（部分）を掲げ、『禹域出土墨寶書法源流考』（上中下 西東書房 一九二七年三月）といった貴重な論著を発表している。その後、氏は、さらに「書博文書」中の資料的に価値のある書道史上の有力な写経類文書について、自ら文を起こして、大型の図版と共に、二度にわたり編著を発表している。<sup>33</sup>しかし、著作での部分公表、或いは、公表に至らなかった肉筆資料は、購得するままに長く秘蔵されていたのである。ところが、近年になり、不折氏の蒐集した蔵品のすべてが、氏の遺族らによって都下江東区に寄贈されるに及び、これに併せて、その全蔵品が悉皆整理され、肉筆書蹟が大型のカラー書冊として総録され公開されるに至って<sup>34</sup>いる。これによって「書博文書」の全貌がようやく知られるようになった。

こうした「書博文書」の全面的な公刊により、「羽田写真」とそれとの比較も可能となり、西域出土文献の流転の経緯も追究できることとなって来たのである。ここで、「書博文書」から撮影した「羽田写真」と一致するものを検出して一覧表に示すこととしたい（なお、書道博物館は「書博」と称し、書博「図版目録」中の文書名のみとし、寸法表記等は略した）。

上掲の「表三」に見られるように「羽田写真」とそのもととなる「書博文書」の文書名称とは、大きく異なっている部分も認められる。しかしながら、両者は、同一性をもつものであることが確認できた。その総数は、四十三点にも及



んでいる。この中の「羽田写真」四二四の「普泰二年元榮經卷奉納文？」は、「書博文書」【〇二二】の跋尾のみを撮影したものの（図版二参照）であり、これ以外のものは、ほぼ「書博文書」の当該品の全形を写し出している。

また、「書博文書」には、上述の如く、首尾完存の写経類が数多く含まれる。しかし、上表からもわかるように、「羽田写真」に見える「書博文書」には、こうした写経類はなく（上表所掲の『十住論』は写経の題記しか残存されていない）、その殆どは、「書博文書」に於いて、「史料文書類」「聖典及び子類」などとされる部分であり、とりわけ、「柳中遺文冊」という名称のもとに収められる断簡が、全体の三割にもあたる十四点にも上っていることが知られる。

「書博文書」中の写経類等については、その詳細な解説等が、「経卷文書類目録」中に記されるが、その中の「柳中遺文冊」については、その目録にも、ごく簡単に「上下二冊。各冊に十種宛、新疆省吐魯番出土の唐代の古文書を収めている」と記されるのみである。この略記された「柳中遺文冊」に含まれる文書が、「羽田写真」に多く残されているのである。こうしたものは、「羽田写真」中に於いて、上表にも示されるように、「漢文文書」「社會經濟文書」と概記されることが多く、また、文書のある部分の文言（例えば、八五一「翹懷讓の名ある社會經濟文書」など）を採って表記されることもしばしばである。

## 2、羽田亨氏と中村不折氏、及びその所蔵品

前掲表からもわかるように、「書博文書」の多くは、写真として羽田記念館に残されていることから、羽田氏と不折氏、及びその所蔵品との関わりがあったことが明らかとなった。このさまの一部については、羽田氏、及び不折氏の記述からその一斑を確認することができる。

昭和初年、羽田氏が中村不折氏宅を訪ね、文書の調査、閲覧を果たした。羽田氏の不折氏宅訪問は、新出の文献資料の中から、歴史、地理、言語、宗教、社会等の研究を果たす上で必要となるものを確認する意図があったようであるが、不

折氏新獲得の大量の文書群を閲覧する中で、羽田氏は北朝史考究上の貴重な素材を確認している。この詳細を羽田氏は自ら次のように記している。<sup>(35)</sup>

「…本年五月下旬、東京中村不折氏所藏敦煌出土の遺書を調査して居る間に、偶然此の中の東陽王に關すると思はれる史料を發見し、更に之を魏書に照して略ぼ其の時代を窺知するを得たと信ずるから、前に小篇を公けにした關係上、更たためて其の所説を補ふことにする。中村所藏敦煌出土經卷、律藏初分卷第十四に奥書があつて、次の如く見ひて居る。…」(筆者注…「本年」は下引の不折氏の記述によれば、昭和二年のことである。)

この記述の続きに、羽田氏は、大魏の普泰二年、同孝昌三年に書写された『律藏初分』卷第十四、及び『觀世音經』の奥書を引録し論考を進めている。この両写經資料は、今日では、書博【〇二一】、【〇二〇】として編號されており、前者の原写本は、二十四紙の經文、二百五十余字の奥書、後者は、經文二十八行、奥書十七行の三百二十六文字をもつ長編であるが、羽田氏が引録したのは、その前者の奥書の全文と、後者の奥書の二百二十八文字のみであることがわかる。それらの写真資料は、前掲表のNo四二四「普泰二年元榮經卷奉納文？」として残されている(但し、『觀世音經』の写真資料の所在は「羽田写真」中では確認できない)。実物資料をもつて文字研究を進め、自らの書境を深めようとする中村不折氏にとっては、自らが所藏する北魏の写經題記をもつ『律藏初分』卷第十四、『觀世音經』の存在の確認は快事であつたように、不折氏自身は、次のような文を綴り残している。<sup>(36)</sup>

「昭和二年五月京都帝大の羽田博士が小宅を過り敦煌出土の經卷を閲覧したことがあつた。越へて八月の歴史地理といふ雜誌に敦煌千佛洞の營造に就きてと題し小齊マツの北魏の律藏初分卷と題する經に就きて論ずる所があつた。…(中略)…以上の如き重要な事件が弊齋の所藏中より發見された事は眞に愉快と叫ばざるを得ない。」

このように、羽田、不折両氏、及びその所藏品の一部とのつながりについては、書博藏品に係わる文章と写真の両面から確認されるところがある。しかし、上掲の「羽田写真」No四二四を除いた他の四十余点にも及ぶ「書博文書」写真につ

いては、羽田氏が如何なる事情のもとで、これを入手したのかなど（撮影したのか、撮影させたのか、或いは撮影したあものを得たのか等）について、その詳細をさらに追及し、検討すべき余地が残されているのである。

### 3、「書博文書」にかかわる二種の写真群

さて、「書博文書」を一纏まりに撮影し、これを焼付けた写真で、現在までに残っているものは、上記の「羽田写真」以外に、もう一群のものがある。これは金祖同氏（一九一四～一九五五）が一九三六年に不折氏蔵品を撮影し、公にしたものと同じものである（以下「金祖同写真」と称す）。「書博文書」の撮影について、金氏自身がその論「唐西域官文書續輯」（『説文月刊』所載<sup>37</sup>）の冒頭部で記述しているところを下記しておくこととしたい。

「一九三六年在日本、假畫伯中村不折氏所藏西陲出土官私文書攝影、凡二十五事、二十九頁、成釋文一卷。事變起、寒齋所有書籍、散失殆盡、此書亦輿具燬、其後曾於行篋出初稿若干則、既爲唐官文書佚存一文載本刊第八期、今復得七篇、因復揭於此、此中土文獻之散在隣邦者、今得攜回發表、已頗意滿、固不暇計案語之工拙矣。」（これとほぼ同主旨の記述は『流沙遺珍』跋尾にも見られる。）

金氏は、不折氏の蔵品を借り出し、二十五点の文書を撮影したことがわかる。金氏は撮影した文書について、上記の『説文月刊』で、それぞれ「唐西域官文書佚存」（五点）、「唐西域官文書續輯」（七点）と題して論考を行ない（図版掲載なし）、のちに、自著の『流沙遺珍』中にその写真図版と共に、釈文を加え、詳考を掲載したのである。興味深いことに、「金祖同写真」二十五点中（七、一二、二三を除く）の二十二点は、「羽田写真」中の「書博文書」関係写真と撮影対象文書が一致しているのである。ここで、両者の写真の一致するものを表記しておく（なお、「金祖同写真」中には、「羽田写真」中の左右の何れかの部位に当たるものが見られる。それらは、恐らく編集上の都合によって図版化されたものであろう）。

「書博文書」は、一個人のコレクションとしては、数量的にも内容的にも稀有のものとされていたが、その全体像は蔵

同種の「羽田写真」と「金祖同写真」

流沙遺珍 No.	羽田写真 No.	流沙遺珍 No.	羽田写真 No.
一	806	一三	857 右
二	856	一四	853
三	855	一五	825
四之一	867	一六	850
四之二		一七	849
四之三	866	一八之一	802
四之四		一八之二	864
五	860	一九	863 右
六	854 左	二十	852
八	869	二一	863 左
九	862 左	二三	865
十	812	二四	854 右
一一	862 右	二五	857 中

者、及び蔵者ときわめて親しい一握りの者以外は全く知ることもなく、永く秘蔵されていたのである。こうした中、羽田、金両氏が数多くの文書を撮影していたことは注目に値する。その上、羽田氏架蔵の写真の一群が金祖同氏撮影の写真と類同する事実があるのである。このことは、羽田、金両氏が各々に「書博文書」を撮影していた様子を推測させるのであり、両者の一致する部分については、偶然のことであるとも考えられる一面がある。

ところが、原文書である「書博文書」をそれぞれに撮影したと見られる「羽田写真」と「金祖同写真」には異なる点を確認されるのである。例えば、「羽田写真」(No.八一二、八五〇)に写し出された原文書に付随して見られる近人の題記そのものが、「書博文書」にも「金祖同写真」にも見られないといった点である。「金祖同写真」については、氏自身の記述によれば、「書博文書」から直接撮影したものであるという。このため、当然ながら両者は同一のものであるべきである。しかし、「羽田写真」と「書博文書」とは違いがある。この違いの由来は、いかなるものなのであろうか。原文書に対する近人の題記をもつものと、これを欠くものとの出現は、題記そのものが原文書

ではないため必要とする原文の写真のみを撮影したかまたは、図版を起す時に、この題記を無用のものとして除外してしまっただけから起こされたようにも、或いは、もと添えられていた題記が何らかの事情（例えば、旧蔵者や原文書の転売の由来を伏せるなどの事情）により削去されてしまったことから起こされたようにも想像されるのである。「羽田写真」は近人題記を完存させていることから、これを欠く現在の「書博文書」、またこれを撮影した「金祖同写真」よりも以前の形を留めた写真と判断され、不折氏購得時以降に近人題記が削去された事情が想像され難いため、「羽田写真」は原文書が不折氏の手中に納まる以前の撮影、焼付け品と推考されることになる。同一原本を撮影しながら「羽田写真」と「金祖同写真」には一部時間差があることが推察されるのである。（自ら撮影したか否かは不詳であるが）「羽田写真」の中には、羽田氏が独自に入手したものが含まれることは確実である。「羽田写真」は、「書博文書」から撮影したものではなく、少なくとも「羽田写真」（No.八二二、八五〇）の二点となった原文書は、羽田氏の写真入手（撮影？）後に書道博物館に入つたものと考えられる。

不折氏蔵品、とりわけ、その写経類の購入ルートや旧蔵者の一部については、鍋島稲子氏「不折旧蔵写経類コレクションについて」<sup>(38)</sup>の攷述があり、その詳細を把握することができる。それによれば、「書博文書」の写経類（鍋島氏の記述中に、『抱朴子』や『論語』などといった写経以外の蔵品も含む）は、王樹枏旧蔵品が最も多く、このほか、許際唐、梁素文、何孝聡、孔憲廷、李盛鐸といった諸氏の旧蔵品、及び日本人の江藤濤雄、田中慶太郎、勝山岳陽などの仲介者を経て譲り渡されたものなどが含まれるという。しかし、これら以外、例えば、写経類に劣らない高い価値をもつ典籍類、社会経済文書類などといった文書群の入手経路等については、現時点では、確認できるものがきわめて少ないようである。

ところが、前述（本論考「二、羽田亨氏・「羽田写真」と李盛鐸旧蔵西域出土文献」）したように、昭和十四年当時、北京在住の骨董蒐集家である安藤徳器氏が、仲介者を通じて天津の李盛鐸氏の家から取り寄せた敦煌遺書五十巻を入手したとする記事の中に、不折氏の蔵品に関する事柄も書き残している<sup>(39)</sup>のである。因みに、ここで、その文を記しておくことにし

よう。

「中村不折畫伯所藏の燉煌經卷も種を明せば李家から出たものであり、甘露元年とか武友二年の年號入りのものは現在相當高賈であるが、斷片なら比較的安物もあるわけで筆者階級と雖も敢て所藏不可能ではない。」

安藤氏は不折氏藏品の來歴について、相當熟知するところがあつたようで、氏の文には李家、すなわち李盛鐸家から出たものであると確信している様が滲み出すかに見える。この文中の「甘露元年」「武友二年」（筆者注…「武友」は「武成」の誤植と見られる）云々は、何れも書道博物館の現藏品（【〇三】『法句譬喻經』卷第三、【〇五〇】『梵網經心地品』第十卷下）である。前述の鍋島氏所掲のリストによれば、このうちの「甘露元年」の奥書をもつ『法句譬喻經』卷第三は、何孝聡旧藏品であり、『梵網經心地品』第十卷下は、旧藏者不詳のようである。仮に先引の安藤氏の記述が正確なものであるとするならば、この二点の文書は、「書博文書」になる前に、李盛鐸氏の手中にあつた経緯があることにならう。何孝聡旧藏品の一部は李盛鐸の藏となり、のちに東渡して不折氏の有に帰したものと見られる。従つて、「書博文書」中には、鍋島氏が解説した三点以外にも李盛鐸の旧藏品が含まれている可能性があるようである。

ところで、付記しておくことにするが、上表中の「羽田写真」、「書博文書」中には、文書名の誤表記、或いはそれに近い不十分な表記も存在している。例えば、「書博文書」【一三四】については、不折氏著書の『禹域出土墨寶書法源流考』や書道博物館の「経卷文書類目録」などでは、「論語鄭注」と注記されているが、この「書博一三四」は、「論語鄭注」ではなく、正しくは何晏の『論語集解』「學而第一」篇を抄写したものである。また、この書博【一三四】の『論語』残紙から撮影した「羽田写真」七三八の表記「論語學而第一」も注本としての性格を把えた呼称ではないので、問題があることにならう。この写本は、『論語集解』の一部分であることが書写文字から知られるため、本来は、『論語集解』「學而第一」写本と呼称すべきである。こうした内容の同定や文書名の確定などは、「羽田写真」にも「書博文書」にも補正、訂改すべきものがかなり残されている。それらの訂補は今後の課題である。

#### 四、「羽田写真」と藤井有鄰館所蔵西域出土文献

##### 1、「羽田写真」に見られる藤井有鄰館所蔵西域出土文献

大小九三三葉に及ぶ「羽田写真」の中には、「No.四四四～四五三」と付番される写真群がある。これらのものは、「佛典及び社會經濟關係文書の混合(10)」

との名称のもとで、台紙に貼り込まれた形で残されている。詳しくは台紙一枚に四～八葉の写真が貼り付けられ、計十枚の台紙に、総計五十七葉の文書写真が貼り収められている。これらの写真は、No.四四九のように、天地を逆に配置したものもあれば、No.四四六のように、文書を縦横に無造作に並べ置いたものさえ見られる。各々の写真の寸法は小ささまさまあるが、その多くは原文書の約五分の一程度まで縮小されていると見られる。これらの個々の写真は、内容についての表記がなく、また写真そのものにも番号が付けられてはいず、台紙をもって通し番号が書かれているだけである。

こうした写真資料について、二〇〇四年十一月二十四日に新潟大学の研究班一行が調査を行ったことがあった。その折の調査班の一人である玄幸子氏は、その後、「羽田写真」No.四四六の一点(暫時「四四六A」と付番、詳細は後述)について、「羽田記念館所蔵西域出土文献写真資料中『鷲子賦』テキスト紹介」という論文を発表している。<sup>(40)</sup>同氏は、その論中で、

「原資料ではなく、写真資料による研究という制約があり、資料自体の真偽問題はもとより、昨今クローズアップされている紙質、墨色、筆運びなどの原資料ならではの書写年代などにかかわる調査は不可能ではあるものの、とりわけ原資料が現存するかどうかすら分からない場合には残された唯一の資料といえ資料価値の大きさはいうまでもな

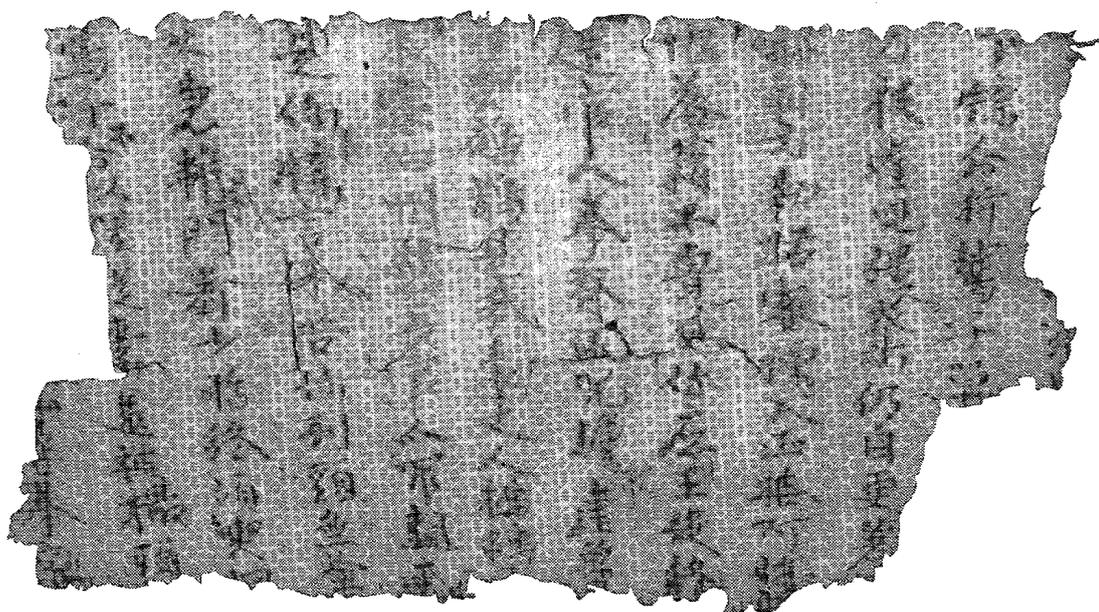
い。

と述べている。

この羽田記念館所蔵の「鶯子賦」写真を含む（No.四四四を除く。以下「No.四四五～四五三」をもって記述しておく）「No.四四五～四五三」写真群の原文書は、現在、どこにあるのであろうか。筆者は、それらの一部でも現在の所在が確認できぬものかと、その追跡を試みた結果、昨年になり、この「鶯子賦」（有鄰館No.六）文書を含めたほぼ全てのものが一括して京都の藤井斉成会有鄰館（以下「有鄰館」と称し、その所蔵の西域出土文献を「有鄰館文書」と記す）に所蔵されていることを知ったのである（図版三参照）。ここで、「羽田写真」に見られる各々の文書と有鄰館文書を対照し、これを一覧可能なように「表四」に示しておくことにする（なお、「羽田写真」一葉中には、複数の文書の写真が含まれているものもあるので、写真中の個々の文書に対しては、便宜上、右から順次「A BC…」と付番しておくこととする。\*印は、紙背文書のあること、×印は「羽田写真」及び有鄰館に所蔵がないことを示す。なお×印のある欄については各々の文書の文字にもとづく名称を表記した）。

## 2、「羽田写真」と有鄰館文書との関わり

有鄰館文書については、昭和十三年（一九三八）八月四日に李盛鐸氏が有鄰館に売却したものであると、『讀賣新聞』が報じているという。<sup>(41)</sup>



図版三 藤井有鄰館所蔵文書 (No.6) 「鶯子賦」

〔表四〕 「羽田写真」と有鄰館所蔵文書対照一覧

羽田写真 No.	No.	有鄰館文書	行数	研究状況
445 A	12	勅瀚海軍経略大使牒石抱玉	5	藤枝 1957
B	14	開元十年三月西州收馬所状	8	藤枝 1956
C	16	北庭檢長行馬二疋致死酸棗戍牒	5	〃
D	15	開元十六年金滿縣牒	5	藤枝 1957 池田 1979
E	11	開元七年四月長行馬文書	8	藤枝 1956
F	×	某人致太保書簡	10	
G	×	某人致太保書簡	10	
446 A	6	鸞子賦	11	玄 2004
B	47	占卜文書	28	
C	×	書簡	8	
D	31	類書? (苻堅迎請鳩摩羅什事)	10	
E	21	某年五月長行馬文書	7	藤枝 1956
F	45	開元九年長行坊文書	9	〃
G	8	書儀	16	
H	30	急發遣文書	6	
447 A	23	開元十六年主帥馬思果請修鑰匙牒	6	池田 1979
B	×	開元七年四月押官健兒李仁感牒	9	藤枝 1956 補
C	40	俱六守捉状	7	〃
D	50	某年三月史汎通牒	15	〃
E	28	開元二年十一月三娘状	6	
F	32	記功状?	5	藤枝 1957
448 A	7	開元十六年末庭州輪臺縣錢帛計會稿之一	4	池田 1979
B	33	唐兵士某衣装名簿(?)	6	
C	37	開元十六年末庭州輪臺縣錢帛計會稿之二	13	池田 19
D	58	式叉摩那尼六法文	47	小笠原 1966
E	54	受八關齋戒文一卷	22	〃
F	53	佛頂尊勝陀羅尼	29	
449 A	22	開元十年三月受四日行刺牒	6	藤枝 1956
B	42	開元七年三月西州酸棗戍牒	15	〃
C	43	思嵩長行馬判文	8	〃 / 孔 1981
D	26	開元八年四月廿五典 揚口牒	6	〃
E	44	某年十二月西州收馬所状、三月史汎通牒	6+5	〃
F	46v	乾寧四年三月百姓張德政牒	13	

450 A	25	某年三月史汜通牒	5	藤枝 1956
B	20	開元八年三月十九日判状	7	〃
C	34	開元十六年五月十四日典 仇庭牒	8	
D	13	石堡守捉状	7	
E	17	長行馬文書	5	藤枝 1956
F	18	西州長行坊文書	5	〃
G	39	都司 牒陰副使衙	10	
H	19	開元七年三月群頭趙元爽牒	7	藤枝 1956
451 A	10	北庭都護府殘判	4	〃
B	9	書簡 (某人致都督公)	7	
C	4	五月廿一日張季札疏	7	
D	5	書簡 (借貸)	4	
E	38	開元十年三月西州收馬所状	7	藤枝 1956
F	2	書簡 (十月五日輪臺守捉典傅師表致三郎)	5	
G	3	書簡	4	
H	1	書簡 (某人致十三郎)	6	
452 A	59	勸善文 并 五更轉	12	入矢 1957
B	52	勸善經一卷	19	小笠原 1963
C	48	聲聞唱道文	10	
453 A	55	白画三塔		
B	35	仏像		
C	49	文殊師利菩薩像印本		
D	46	蓮華經殘葉	46	
×	24・29	開元十年二月收馬所状	5+2	藤枝 1956
×	27	開元十年三月收馬所状	11	〃
×	36	某人致太保書簡	11	
×	41	鄧懷義等記事・開元七年八月押官都督状 (表) 索章五等記事 (裏)	4+6 5	藤枝 1956

[注]・「研究状況」欄表記のものは主要な論考に限った。なお、玄幸子氏の論考を除き、その他は有鄰館文書に関するものである。

・有鄰館所蔵の No. 36 の文書は、「羽田写真」の 445F 及び G に酷似するが、文面は同じながら書く文字の筆態や各行の字詰め及び記事款記に異なりがあり、右端下部に捺された印も違いがある。「羽田写真」の 445F, G には、「合肥孫氏珍藏」「何彦昇家蔵唐人秘笈」の二印が捺されているが、有鄰館の No. 36 には「德化李氏凡將閣珍藏」の印が捺されている。有鄰館の No. 36 の文書は今後の精査が必要と思われる。

このためなのか、有鄰館文書は、李盛鐸氏から譲り受けたものであると一般的に見られることとなった。

ところが、天津『大公報』民國二十六年（一九三七）二月五日の記事<sup>(42)</sup>によれば、李盛鐸氏は一九三七年二月四日に物故している。この記事に見える文書売却年月が誤りではないとすると、李盛鐸氏売却談は補訂を余儀なくされることになる。李盛鐸氏の物故後、その遺族がその蔵品を売却することもあったため、或いは、藤井氏が購得したものは、この種のものではないか、とも推考されるのであるが、興味深いことに、有鄰館現蔵となった李氏ら旧蔵文書の写真が「羽田写真」の中に概ね確認されるのである。

さて、上表にも示したように、計五十七点にも及ぶ有鄰館文書は、古写真として羽田記念館にその写真が見られるのである。こうした状況からすれば、有鄰館文書と羽田亨氏との間には何等かのかかわりがあったかのように推測されるのである。現在、羽田氏自身と有鄰館がどう関わり、「羽田写真」と有鄰館文書がどういうつながりを持つかなどについては、資料が乏しく詳知し得ないが、僅かながら、その関係、事情を示すように思われるものが存在している。ここで、このことを一言しておくことにしたい。

有鄰館は、藤井紡績創業者である藤井善助氏（一八七三—一九四三）が、東洋美術などの多数のコレクションを保存展示するため、大正十五年（一九二六）に設立した日本有数の私立美術館の一つである。有鄰館では、東洋美術品のほか、中国西域の地である敦煌・吐魯番から出土した六十余点にもよる文献を所蔵している。敦煌文書研究家の藤枝晃氏は、この館蔵の資料を研究し詳細な論考を発表しているが、その後、中国の学者もここを訪れ、一九四〇年代以降、饒宗頤、<sup>(43)</sup>陳国燦、施萍婷、榮新江の諸氏がこれらの有鄰館文書を実見し、簡目を制作し論考を公表している。<sup>(44)</sup>

ところで、上述の饒宗頤氏は一九五四年八月に有鄰館で、原文書を閲覧する折、

「何彦昇秋輦中丞藏敦煌石室唐人秘笈六十六種」<sup>(45)</sup>

といった所蔵文書の目録を目睹したという。有鄰館文書の多くには、「合肥孔氏珍藏」「何彦昇家藏唐人秘笈」「德化李氏

凡將閣珍藏」といった旧蔵者の捺印が見られることなどからすれば、これらのものは、孔憲廷、何彦昇、李盛鐸の三氏が旧蔵していたことがわかる。饒宗頤氏が

「藤井氏所藏、非逕得於何、乃得自李氏者。」

と説く<sup>(46)</sup>有鄰館文書は、これらの旧蔵者の捺印から推測されるところかとも思われるが、その実情は、別な材料をもって確認する必要があるように思われる。鈐印の有無にかかわらず蔵者がある場合もあるからである。

さて、『敦煌秘笈目録』について論じた前掲の落合俊典氏の文中に所録「七三六六」の文書に言及したところがあるが、これらの文書の内容を三部分に表記した中の③

「短篇及段簡五十種（第671號至第736號）」

との記述が注目される。「五十種」の記述については、不分明な部分もあるが、これに対して注記された「六七一〜七三六」の文書番号からすれば、その実数が、六十六の点数となっている。落合氏の論述中にはこの六十六の文書も含めた李盛鐸旧蔵の「七三六六」のものについて、明言し得ない事情があつて、その蔵者、内容等については、伏せられたままであるが、羽田亨氏自筆の『敦煌秘笈目録』にはかなり詳細な記録が残されているようであり、これに拠れば、解明できることもあるように思われる。ともあれ、上掲の「表四」からも判明するように、羽田記念館所蔵の写真と有鄰館文書の数と内容とがほぼ一致するのである。このことを考慮すれば、上掲した有鄰館旧有の目録中の記述「何彦昇秋鞏中丞藏敦煌石室唐人秘笈六十六種」は、羽田亨氏自筆の『敦煌秘笈目録』の表記「③短篇及段簡五十種（第671號至第736號）」そのものにあたるように見られるのである。因みに記せば、何彦昇は宣統二年（一九一〇）に甘肅藩司となり、巡撫代理を務めた者で、その任期中に学部命を受け敦煌経卷の調取にかかわり、直接経卷の押解や搬送入京を行った傳宝書、武相臣と関係して経卷を一部自蔵のものとしたり、他者へ分贈したりしたことがあつたようである。その子邕威（何震彝）は李盛鐸氏の娘婿となっている。こうした李氏有縁の人士の蔵品が日本にもたらされ、羽田氏の写真に収められていることは、注

意してよいことと思われる。何氏の蔵品は李氏に入り、のち売却されて東渡したものと見える。

### 3、「羽田写真」と有鄰館文書との異同

ところで、前掲の「表四」中からもわかるように、「羽田写真」にあり、有鄰館にその原物がないものもある。それらのものは、次のような五点である。

〔445F〕〔445G〕〔446C〕〔447B〕〔452FD〕

これらのものについては、藤枝氏が、

「…原蔵者の『敦煌石室唐人秘笈六十五種』と題した目録がある。が、その中の若干はわきへ洩れたらしく有鄰館にははいつていない。」

と推論している。<sup>(47)</sup>確かにこのような事情もあったのではなからうか。しかしながら、「羽田写真」になく、有鄰館に原物が所蔵されるものも確認される。例えば、

〔24并29〕〔27〕〔36〕〔41〕

といった四点（24并29は実際は同一の文書）である。このうちの「24并29」「27」については、「何彦昇秋輦中丞藏敦煌石室唐人秘笈六十六種」の目録中に記載があり、それによれば、「開元十年三月牧馬所給驢子李貞仙状」、及び「開元十年三月盧侯郁状」といった文字をもつものであるが、饒宗頤氏が有鄰館を訪ねた一九五四年の時点には、

「按何氏原目有開元十年三月牧馬所給驢子李貞仙状、及開元十年三月盧侯郁状。藤井氏購入時已缺。」

と当館にはその所蔵がなかったというのである。<sup>(48)</sup>しかし、このうち、一九五六年に藤枝晃氏がこれを実見しており、このもの及び「有鄰館四十一号」文書を氏の論文中で、上記の有鄰館文書として掲出し、解説を施している。これらのものは、のちに有鄰館が購得し追加架蔵したものと推測される。

ところで、この「有鄰館四十一号」文書については、かつて榮新江氏が注目すべき発言を行っている。文書の真偽そのものに関して、検討すべきところが残されているところを指摘したのである。榮新江氏の文を下記しておくこととする。

「根拠我們的推測、有鄰館文書是經過水処理後揭下来的、紙張已經變形、不可能與原本的唐代官文書紙厚度相同、因此、其真實性似無疑義。唯有第四一号一件、字体與衆不同、很可能是後人在唐朝旧文書上加筆写成的、其内容也不超出其他同類文書的範圍。」<sup>(49)</sup>

榮新江氏は実見に基づき、有鄰館文書四十一号は、一旦、水に漬けたのちに（表裏を）剥がしたもののようで、その紙は幾分變形し、当然のことながら、原来の唐時代の紙の厚さにはならなくなった。それゆえ、紙そのものについての真実は疑えないようである。ただ、四十一号の一点については、その字体が他の多くのものと同じくないので、恐らくはのちの人が唐代の旧文書に加筆し作成した可能性がある、と推測したのである。ここで筆者が、確認した事柄についても、小述しておくことにしたい。

この文書は、「開元七年八月 日典」とあるその紀年からすれば、有鄰館文書群の六十点のうち、もっとも早いものの一つである。その残紙は、藤枝晃氏の記述によれば、22.2×27.4cmの大きさで、表裏ともに書写文字があり、表には十行、裏には五行にわたる文字が遺存している。表面には、冒頭部の三行と末尾の一行、合わせて四行の行書体の文字と、それら以外の、四行目から九行目までの楷書体の六行の文字（別筆）が見える。表の冒頭部、末尾の計四行は、その紙背文書と同筆と見られる。藤枝晃氏はこの四十一号文書を採録した折、四行目から九行目までの六行の文字のみを採り、これ以外の冒頭の三行と末尾の一行の文字は採録せず、ただ「左右両端は別人のメモ」と記している。この四十一号文書の筆書の状態はほかのものと著しい相違点が見られるようである。現在、この文書の実物は実見し得ない状況となっているが、藤枝氏が『墨美』誌に載せたこの文書の写真図版を見ても他のものと異なる点、例えば、紙面の傷みの割には、筆画の線、殊に起筆や払いの露鋒部分の線が異常に鮮明に残りよく見えるのである。こうした四十一号文書は、榮氏が述べる

ように、何がしかの疑問が付き纏うのである。この四十一号文書は、恐らく、表面の「鄧懷義」とその下部の三行、また末尾の一行、及び紙背にある「索章」云々の部分は、旧来のもので、研究家等に「本文」と看做されている「開元七年八月」の牒状は、榮新江氏の説くように、のちの人が添加したのものではないかと思われるのである。

以上述べたように、「羽田写真」(No.四四五～四五三)の被写体であった原文書のほとんどが、現在、有鄰館所蔵となっていることが判明した。「表四」に示した各文書は、①の『敦煌秘笈目録』中記載の李盛鐸旧蔵文書の第一～四三二号には含まれないものであり、数量からしても、②の「新增目録」二三八点とは異なるもので、③の「短篇及段簡五十種」(第671號至第736號)」と記される文書六十六点のものである可能性が高い。

李盛鐸旧蔵文書が有鄰館現蔵となるに至った経緯は、従来不明であったが、「羽田写真」から見れば、羽田氏が何等かのかかわりをもっていた可能性が想像される。これらのものは少なくとも、李盛鐸氏から直接有鄰館に売却されたものではないと判断されるが、事の詳細の把握には、なお今後の精査が必要である。No.四四五～四五三の「羽田写真」は、羽田氏が敦煌出土文書研究の資料として、文書リストを兼ねて撮影したものと見られるが、この写真には、或いは、李盛鐸旧蔵文書の譲渡(購求者の斡旋)にかかわる性格が含まれていたかもしれない。

## 五、「羽田写真」と寧樂美術館所蔵西域出土文献

### 1、「羽田写真」に見られる寧樂美術館所蔵「蒲昌府文書」

「羽田写真」のNo.八七七～九〇一には、計二十五葉の写真群がある。その中のNo.八七七葉の写真の左側に、

「蒲文 蒲昌府文書 以下二五枚」

との鉛筆書きの文字が記されている。しかし、これ以外の文字の表記は見られない。鉛筆書きの添記は、写真が台紙に貼

り込まれ整理された折に書き記されたものと推測されるが、この二十五葉の写真中には、被写体となった原文書が、大きい場合は、一葉中に一点、小さい場合は、一葉中に十点が写し出されており、二十五葉の写真中に確認される原文書は、総数八十七点にも及んでいる。これらはすべて、唐代西州の蒲昌府当局により作成された政治、経済、軍事、社会生活等の各方面に及ぶ文書、いわゆる「蒲昌府文書」であり、写真のもととなった原写本は、現在、寧樂美術館に欠けることなく所蔵されていることが確認できた。

これらの「蒲昌府文書」は、昭和十二年（一九三七）に仁井田陞氏によつてはじめて日本に紹介され、広く知られるようになった。同氏の記述によれば、論文中に掲載した写真図版は書家で篆刻家の河井荃盧氏の提供したものであるとい<sup>(50)</sup>う。その後、これらの文書も含め、総計一五六点の「蒲昌府文書」残片が寧樂美術館の所蔵に帰している。

寧樂美術館所蔵の「蒲昌府文書」群は、現館長中村準祐氏によれば、同館の創立者である中村準策氏（一八七六～一九五三）が、一九三九年か四〇年頃に日本の国内で入手したものであるとい<sup>(51)</sup>う。古く反古紙として二次的用途のためにさまざまな形に截断されたと見られる。これらの文書片は、折帖の各面、即ち、三十五頁にわたる各面に適宜に貼り付けられており、現在、「蒲昌府文書」は、この頁数をもとに番号化されていて、同頁内に複数の文書がある場合は、さらに頁数下に、（１）（２）…との表記を加え、区分して表示されている<sup>(52)</sup>。

上記の一五六点にのぼるこれらの零細な「蒲昌府文書」について、一九六三年に日比野氏が、分類、接合を行い、詳細な論考を發表した。そののちの一九九七年に、日比野氏の研究成果を踏まえ、陳国燦氏らが再調査研究を進め、すべての「蒲昌府文書」を上図下文の形で新たに整理、釈文し、『日本寧樂美術館藏吐魯番文書』と題した図録集として出版するに及んでいる<sup>(53)</sup>。陳氏らは、図録集中で、上記の一五六点の文書中、単独のもの五十八点にあわせ、可接のもの（五十二点）を接合して二十四点とし、計八十二点（接合後）の文書に釈文を付け、接合不能の四十六点の小片を一括し、「文書残片」（二二八～一三二頁）として図版に収めている。ここで、羽田記念館所蔵のこれらの「蒲昌府文書」写真と寧樂美術館所蔵

の原文書を一覽できるように、「表五」として表示しておくことにする。(なお、「羽田写真」の一葉中に複数のものがある場合は、便宜上、「ABC…」と付番した。また、「蒲昌府文書」で、番号が付けられていず、陳国燦他編『日本寧樂美術館藏吐魯番文書』中の「文書残片」(二二八〜一三三頁)として一括所収されているものについては、「文書残片」某頁と表示しておく)。

## 2、「羽田写真」と「蒲昌府文書」との関わり

これら羽田氏が撮影した(或いは入手した)八十七点の「蒲昌府文書」写真は、「蒲昌府文書」の総数一五六点(接合前)の六割強にあたる。羽田氏は、これらのものを何時、どういう経緯で撮影した(或いは、撮影させた、または、撮影したものを入手した)のであろうか、また何故、総数一五六点に上る「蒲昌府文書」の一部、八十七点が「羽田写真」に存在するのであろうか。これらを証かす資料は、現時点では見当たらないようであるが、しかし、「羽田写真」中の被写体の配列状況などから、幾つか興味深い事情が推測されるようである。ここで、これらについて小述しておくこととする。

「蒲昌府文書」は、上述の如く、零細な断片が多く、仁井田氏が一九三七年に日本で初めてこれを紹介した時点では、河井荃盧氏が提供した写真中の二十二点の文書を言及したものの、残片文書の接合を試みてこれを論及することは(何故か仁井田氏の文中では第九圖、第十圖の可接断片は分離したままの状態である)なかった。こうした多数の零細な断片の接合を行い、現在の姿にまで復元したのは、仁井田氏の後にこれを研究した日比野氏(一九六三年三月)であり、さらに考究を進めた陳国燦氏ら(一九九七年十月)であった。前掲の「羽田写真」と「蒲昌府文書」の一覽を一瞥すれば、「羽田写真」の個々と「蒲昌府文書」の接合される以前の個々がほぼ対応していることが知られる。

さて、西域の古墓から出土したと見られる「蒲昌府文書」は、転々としてその所蔵者を変えて<sup>54</sup>いる。現在確認されるところでは、一九三五年頃には、四川廣安縣出身の顧巨六(鰲)(一八七九?)のもとに有ったようである。この顧氏は、一九三七年、「名古屋汎太平洋平和博覧会」が開催された頃、この文書を友人に託して日本にもたらし、その購得者を探

[表五] 「羽田写真」と寧樂美術館所蔵「蒲昌府文書」対照一覧

羽田写真			「羽田写真」と「蒲昌府文書」の対応
No.	文書名	片数	
877	蒲昌府文書	7片	A: 寧樂「文書残片」130頁/B: 寧樂三十(2)/C: 寧樂三十(3)/D: 寧樂三十(4)/E: 寧樂三十(5)/F: 寧樂三十(7)/G: 寧樂三十(6)
878	蒲昌府文書	1片	寧樂五
879	蒲昌府文書	2片	A: 寧樂一七(1)/B: 寧樂一七(2)
880	蒲昌府文書	1片	寧樂一
881	蒲昌府文書	2片	A: 寧樂三(2)/B: 寧樂「文書残片」130頁
882	蒲昌府文書	7片	A: 寧樂三三(1)/B: 寧樂三三(2)/CDEFG: 寧樂「文書残片」131~132頁
883	蒲昌府文書	1片	寧樂二
884	蒲昌府文書	5片	A: 寧樂二十(1)/B: 寧樂二十(2)上半片/C: 寧樂二十(3)/D: 寧樂二十(4)/E: 寧樂二十(5)
885	蒲昌府文書	4片	A: 寧樂「文書残片」132頁/B: 寧樂十九(4)/C: 寧樂十九(6)/D: 寧樂十九(7)
886	蒲昌府文書	6片	A: 寧樂三一(1)/B: 寧樂三一(2)/C: 寧樂三一(3)/D: 寧樂三一(4)/E: 寧樂三一(5)/F: 寧樂三一(6)
887	蒲昌府文書	1片	寧樂一〇(3)
888	蒲昌府文書	5片	A: 寧樂「文書残片」129頁/B: 寧樂一四(2)下半/C: 寧樂一四(3)/D: 寧樂一四(4)/E: 寧樂一四(5)
889	蒲昌府文書	10片	ABCDEJ: 寧樂「文書残片」128~132頁/F: 寧樂三二(2)/H: 寧樂三二(8)/I: 寧樂三二(9)/G: 寧樂三二(7)
890	蒲昌府文書	2片	A: 寧樂二五(1)/B: 寧樂二五(2)
891	蒲昌府文書	2片	A: 寧樂一八(1)/B: 寧樂一八(2)
892	蒲昌府文書	1片	寧樂四
893	蒲昌府文書	3片	A: 寧樂二一(1)/B: 寧樂二一(2)/C: 寧樂二一(3)
894	蒲昌府文書	3片	A: 寧樂七(1)/B: 寧樂七(2)/C: 寧樂七(3)
895	蒲昌府文書	5片	A: 寧樂二二(1)/B: 寧樂二二(2)/C: 寧樂二二(3)/D: 寧樂二二(4)/E: 寧樂二二(5)
896	蒲昌府文書	3片	A: 寧樂二五(3)/B: 寧樂二五(4)/C: 寧樂二五(5)
897	蒲昌府文書	2片	A: 寧樂一三(1)/B 右半: 寧樂一三(2-1)/B 左半: 寧樂一三(2-2)
898	蒲昌府文書	1片	寧樂一一(5)
899	蒲昌府文書	3片	A: 寧樂一二(1)/B: 寧樂一二(2)/C: 寧樂「文書残片」131頁
900	蒲昌府文書	5片	A: 寧樂一六(1)/B: 寧樂一六(2)/C: 寧樂一六(3)/D: 寧樂一六(4)/E: 寧樂一六(5)
901	蒲昌府文書	5片	A: 寧樂「文書残片」132頁/B: 寧樂一五(2)/C: 寧樂「文書残片」131頁/D: 寧樂一五(4)/E: 寧樂一五(5)

して、よりよい値段で売却しようとしている。このことについては、当時来日していた金祖同氏の記述からその詳細の一部が知られる。<sup>(55)</sup> 因みに金氏の文を記しておくことにしよう。

「…頃屬其友攜來此邦擬得善價以謀薪米之資、予以當事者介得展視一過、覺其重要不在漢木簡書下、恐物終歸沙吒利、因攝景存之、原牒破碎殘損、雜貼一冊、攝後重爲割裂、稍加分類、離而復合者得數紙、因未能一律放大、致行款不免差池、惟文字順適無間、可以釋疑也。」

(筆者訳…「…頃、(顧氏は)その友人に依頼し、(原牒を)この国(日本)に携え来させ、よりよい値を得て(これを売り)生活の資を得ようとはかった。私は当事者の紹介によって(このものを)一度展覧することをおそれ、撮影してこれを残すこととした。重要さは漢代の木簡の下にあるとは思われず、原物が他人の手に帰することを恐れ、撮影してこれを残すこととした。原牒は破碎残損のものであり、雑然と一冊の帖に貼られていたので、撮影後、新たに写真を切り取り、幾分の分類を行い、接合できるもの数紙を得ることとなったが、一樣に拡大することができなかつたため、かたちに違いが出来てしまうこととなった。ただ文字のならばは欠けるところがないので、疑念を釈くことができることである。」

この記述によれば、金祖同氏が、一九三七年頃、それらの文書を閲覧した上、貼り込まれた文書そのものを撮影し、写真を切つて分類を行いその中の数点の接合を試みていたことがわかる。この文に記されている分類、配列、接合のさまは、現在金氏撮影の写真が残されていないので、具体的には知り得ないが、「蒲昌府文書」考究の嚆矢とも言えるものようである。

因みに金祖同氏は浙江省嘉興の秀水を祖籍とする人物で、筆名を殷塵と言ひ、祖父の爾珍、父の頌清と共に書画、金石の世界では名をなした学究であった。祖父は羅振玉、吳昌碩らと交誼を結び、父は羅氏を師として甲骨文を学び、書画、経籍、金石の収講売買を業としていた。子の祖同は鮑鼎、葉玉森、顧巨六等に師事して数多くの論著を残すが、一九三六年日本に到り、当時千葉県市川市須和田に亡命居住していた郭沫若氏にも師事し、甲骨文文字学を修め、また郭氏帰国の支

援などを行っている。日本では『書苑』誌からの執筆依頼にもしばしば応じ、祖父以来のかかわりをもつ中村不折や河井荃廬、西川寧の諸氏等、当時屈指の日本の古書蒐集家、研究者とも親しく交わりをもっていた。このことは注目に値することと思われる。

ところで、「蒲昌府文書」に関しては、現在残されている写真には、一部重要な文書が見られないところがある。写真の全体数から見ても、かなり数が少ない。従って、これらの写真は羽田氏が自ら撮影したものではなく、氏が何らかの過程で、已に撮影されていたこれらのものの一部を入手したのではないかと疑われるのである。

一時、顧巨六氏の所蔵であったこれらの「蒲昌府文書」は、一九三九年七月頃、当時上海に在住していた画家、張石園氏（玄）（一八九八—一九五九）の有に帰している。このことは、氏の自作の『流沙遺珍』の題簽に署される「己卯七月石園居士觀自題」の題記からも知られる。<sup>56</sup>その後、これらの文書は、複雑な経緯を経て、一九三九年か或いは一九四〇年頃に寧樂美術館の蔵品となった。これは既述した通りである。

現在、羽田記念館所蔵のこれらの「蒲昌府文書」写真には、羽田氏がこれらの写真を入手した後に、新たな接合等を行い、これを詳しく研究したといった形跡が見られない。「蒲昌府文書」写真は、羽田氏が手にしたままの形で、現在も羽田記念館に架蔵されているわけである。羽田氏は東洋学の研究に必要な新出資料の蒐集に努める中で、「蒲昌府文書」写真を入手していたようにも推考される。

## 六、「羽田写真」と大谷探検隊将来西域出土文献

羽田氏と大谷探検隊、及びその将来文書（以下「大谷文書」と称す）との関係については、橘瑞超氏が西域探検から帰国した明治四十五年半ば頃に遡ることができる。橘氏は、この頃、将来した文書の分類のことで、羽田氏に相談したよう

ある。<sup>(57)</sup> 同年九月十五日、橘氏の『二樂叢書』第一號が刊行され、本願寺の堀賢雄氏よりその書を送られた羽田氏は、その読後の文「二樂叢書第一號を讀む」中にこの旨を記している。こうしたのち、同年十一月、六甲山麓の二樂莊で「中亞探検發掘物展觀會」が催され、大谷探検隊将来文書の優品を公刊する『西域考古圖譜』の編纂事業も始められている。この『圖譜』編纂のメンバーは、京都帝国大学文科大学の教授らを中心とし、東京帝国大学の瀧精一氏を含めた当時第一級の専門家達で、勿論、羽田亨講師もその中の一員となっていた。<sup>(58)</sup> その後、羽田氏は、独自に大谷文書と共に西域出土文書を渉獵し、宗教、思想、社会、経済、文化に及ぶ広汎な領域の著述、「大谷伯爵所藏 新疆史料解説」(第一 西域長史李柏に關する文書)や「回鶻文の天地八陽神呪經」といった多数の研究論考を残していった。<sup>(59)</sup>

#### 1、「羽田写真」に見られる大谷探検隊将来文書

さて、「羽田写真」には、前述の李盛鐸旧藏文書に見られる写経類以外にも、数多くの写経類(入藏經目錄も含む)の写真が存在している。これらのものは「羽田写真」の目錄中では、その殆どがNo.八十〜四八四間の項目に集中して見られる。これらの写真を具体的に言えば、その中には、No.九八〜一三九「見一切入藏經目錄」のような長大な写経全体を撮影したものも見られるが、これ以外の大半のものに関しては、その首尾部のみ、或いは、首尾の何れかの部分しか写されていない状態が觀察できる。これらには書写紀年、若しくは写経場所の記録等を資料として残そうとする羽田氏の企図が含まれているように思われる。因みに、ここで、「羽田写真」中に見られる写経の首尾等の幾つかを挙例してみることにしよう(数字は「羽田写真」番号)。

藏經印…「淨土寺藏經」(No.一六二「瑜伽師地論卷第廿八」)

奥書…「西天取經僧繼從乾德六年二月日科記」(No.二七〇「妙法蓮華經卷二」)

…「長壽二年五月十五日」(No.二七四「妙法蓮華經卷二」)

これらの貴重な写経関係の写真のもととなる原写本について、羽田氏がどのような状況のもとで撮影を行った（或いは行わせた）のかは、興味深い問題であるが、現時点では、これらの撮影事情に関する直接的な記録を徴せないため、その詳細を明かすことは困難である。

ところで、「羽田写真」付随の目録No.三〇八「六祖壇經」の右脇に、「旧旅博本」との淡い鉛筆書きの文字が見られる。この鉛筆書きは誰の手になるのか不明であるが、羽田氏の筆跡でなく、後年に「羽田写真」が整理され、目録が作られた時に書き込まれたものであると見られる。この鉛筆書きを頼りに、旧旅順博物館であった關東廳博物館の旧藏品目録の一つである『關東廳博物館大谷家出品目録』<sup>(60)</sup>（以下『關目』と称す）に照合したところ、一部の表示の異なりがある（例えば、この「六祖壇經」は、『關目』No.三九五では、「南宗頓教取上大乘摩訶般若波羅蜜經」となる。筆者注…『關目』では、「宗頓」を「宋頂」と誤記している）ものの、それらの經典名、巻次等はほぼ一致することがわかった。さらに、「羽田写真」と一九八九年三月刊行の龍谷大学研究班編の『舊關東廳博物館所藏大谷探検隊將來文書目録（圖版）』<sup>(61)</sup>（以下『大谷目』）とを一点ずつ照合した結果、両者の写真も一致することが確認できた。ここで、「羽田写真」に基づいて、『關目』及び『大谷目（圖版）』との照合を進めた結果を〔表六〕に示してみることにする。

## 2、『大谷目』（圖版）の使用写真について

さて、一九九〇年当時、大谷探検隊將來文書の目録等を調査していた中田篤郎氏は、先学の竺沙雅章氏より、羽田記念館には大谷探検隊將來の敦煌写経と同じ写真があると、伝聞したということである。<sup>(62)</sup>中田氏は、その後、それらの写真についての詳細な調査や研究等の報告を行おうとしたようであるが、実施するには至らず、これに関する報告を行うことはなかった。ここで、こうした羽田記念館に所蔵される大谷文献関係の写真について、関係資料を確認しながら、その撮影経緯や被写体となった原写本の現在の所在などを出来る限り探ってみることにしたい。

〔表六〕

「羽田写真」と大谷探検隊將來文書対照一覧

「羽田写真」		『大谷目』(圖版)	『關目』	
1~2	大智度經實際品下第八十釋論	圖 46	291	大智度經釋論第九〇
82~85	大般涅槃經卷第十四	圖 16~17	51	大般涅槃經卷第一四
86~91	大般涅槃經 第一第二第三第四第五 已上五卷共成一卷	圖 13~15	41	大般涅槃經卷第一~第五
92~95	大般若波羅蜜多經卷第一百四	圖 21	132	大般若波羅蜜多經卷第一 〇四
96~97	大般若波羅蜜多經卷第九十六	圖 20	130	大般若波羅蜜多經卷第九 六
98~139	見一切入藏經目錄	圖 56~76	333	見一切入藏經目錄
140~147	瑜伽師地論卷第一	圖 23~26	226	瑜伽師地論第一
148~149	瑜伽師地論卷第四	圖 27	227	瑜伽師地論第四
150~151	瑜伽師地論卷第九	圖 28	228	瑜伽師地論第九
152~153	瑜伽師地論卷第十	圖 29	229	瑜伽師地論第十
158~159	瑜伽師地論卷第十三	圖 30	230	瑜伽師地論第一三
160~161	瑜伽師地論卷第十四	圖 31	231	瑜伽師地論第一四
162~163	瑜伽師地論卷第廿八	圖 32	232	瑜伽師地論第二八
164~167	瑜伽師地論卷第卅一	圖 33~34	233	瑜伽師地論第三一
168~171	瑜伽師地論卷第卅九	圖 35~36	234	瑜伽師地論卷第三九
180~181	瑜伽師地論卷第五十 決撮釋分門記 卷一	圖 40	240	瑜伽師地論第五〇
182~183	瑜伽師地論第五十二卷分門	圖 41	〃	〃
184~187	瑜伽師地論卷第五十二	橘目二十二*		瑜伽師地論卷第五十二
188~189	瑜伽師地論第五十三卷分門	圖 42	241	瑜伽論第五三卷分門初記
190~191	瑜伽師地論卷第五十四分門	圖 43	〃	〃
192~193	瑜伽師地論卷第五十六	圖 38	237	瑜伽師地論第五六
194~195	瑜伽師地論卷第五十九	圖 39	238	瑜伽師地論第五九
230~233	大般涅槃經卷第十九	圖 18~19	86	大般涅槃經卷第一九
262~265	妙法蓮華經卷五	圖 8~10	29	妙法蓮華經卷五
266~269	妙法蓮華經卷六	圖 11~12	36	妙法蓮華經卷第六
270~271	妙法蓮華經卷二	圖 1~2	2	妙法蓮華經卷第二
272~275	妙法蓮華經卷二	圖 5	22	妙法蓮華經卷第二
276~279	妙法蓮華經序品第一	圖 3~4	16	妙法蓮華經卷第一~第四
308~309	六祖壇經	圖 113	*395	南宗頓教袍上大乘摩訶般 若波羅蜜多經

大谷探検隊が日本に将来した各種の文書は、当初、新奇で珍貴な古代の遺品として注目を集めたが、大谷光瑞氏が本願寺の法主を辞した大正三年（一九一四）を期に、厳格な保存が図られなくなり、かなりのものが寄託、売却されるに至り、四散することとなった。<sup>(63)</sup> こうした結果、日本の国内外にそれらのものが分蔵されることになったのである。このうちの舊關東廳博物館（現旅順博物館）所蔵となったものについては、『關東廳博物館大谷家出品目録』『大谷光瑞氏寄託經卷目録』<sup>(64)</sup>（以下、それぞれ『關目』『寄託目』と称す）などといった目録が残されているため、その概要が確認可能となっている。しかし、その原品の所在は、時代や社会の激変もあって長く確認できなかったのである。

ところが、これらのものが、一九八八年、龍谷大学佛教文化研究所の「西域出土佛典研究班」（代表 井ノ口泰淳）の追跡によって、一九五四年に旅順博物館から北京図書館（現中国国家図書館、同善本組の編纂による『敦煌劫餘録續編』がある）に移蔵され、現在に及んでいることが知られることとなった。<sup>(65)</sup> 井ノ口泰淳ら三氏は、原品の所在を把握した一九八九年三月、上記の『關目』、『敦煌劫餘録續編』<sup>(66)</sup>、及び羅振玉編「日本橋氏敦煌將來藏經目録」<sup>(67)</sup>（以下「橘目」と称す）の三目録と共に、龍谷大学図書館の書庫に人に知られず所蔵されていた写真を再発見し、これを用いて、『舊關東廳博物館所藏 大谷探検隊將來文書目録』、並に『同圖版』を刊行することとなった。その折の研究班の一人である中田篤郎氏は、「序」中でこの旨を次のように記している。

「：更に龍谷大學圖書館の書庫に永く人目につかず眠っていた寫眞に依って、『敦煌劫餘録續編』に載せられている經典の實際を知る事の出来るものもあるので、圖版として載せることにした。」

同目録編纂時に使用した上記の『關目』以下の三種の目録は、大谷氏將來の古文書の内容を把握する上で、極めて重要なものであるが、それを如実に明かす写真そのものは、「書庫に永く人目につかず眠っていた寫眞」とは言え、目録以上に頗る貴重な画像資料である。しかし、この写真の由来については、その序や凡例、解説の各文には記述が見られないのである。このことについて、筆者は、「羽田写真」との関係が濃密であるように感じられたため、その一々を詳細に照合

してみることにした。その結果、「書庫に永く人目につかず眠っていた寫眞」は、「羽田写真」と同一のもの、即ちその複写物と見られるものであることがわかったのである。

### 3、「寄託目」に見られる「書き込み」について

『舊關東廳博物館所藏 大谷探検隊將來文書目録』並びに『同圖版』の出版について、一九八九年九月、小田義久氏を代表とした龍谷大学佛教文化研究所の研究班諸氏によって『大谷光瑞氏寄託經卷目録』の存在が公にされ、同目録の翻刻、翻字本が発刊された。この目録は、大谷光瑞氏がその所藏の經卷を当時の關東廳博物館に寄託した折の目録で、昭和十年頃に作られたとされるものである。<sup>(68)</sup>この目録の原本は、羽田亨氏、塚本善隆氏、牧田諦亮氏へと伝持され、昭和六十一年に小田義久氏に寄贈されて保存されてきたものと言い、小田氏らは、同目録の原姿（第壹分冊）と共に、主としてその目録の下半に書き込まれた手書きの部分を活字化し、『移録 大谷光瑞氏寄託經卷目録』（第貳分冊）として刊行したのである。興味深いことに、この『寄託目』は、版芯に「關東廳博物館」と刷り込んだ半丁十一行の罫線入りの便箋を使用し、上部からペン書きの楷書で名称（経名、卷次）、記号（千字文による番号）、形状（尺寸）、員数（卷数）と書き継がれ、最下部の摘要の欄にペン書きの行草体の細字で、しかもかなりの速書で、当該經典の首尾の残欠状況や題記、紀年や品目内容についての摘要が書き込まれている。『寄託目』の書き込みからは、文書原書の内容審定などに、相当な専門知識と判読力があつた者がこれにあたっていたことがわかる。表記内容からも、書き込みは、古書肆や博物館員の手から出たものではないように思われる。また、当該品の時代や書体などについては、員数欄の下末部（摘要欄の上接部）に書き記されており、さらに要撮影のものについて、名称欄内に、

「○尾写」「○首尾写」、「○全部写」「○年号部写」

といった毛筆での書き込みがなされている。こうした書き込みは、他の大谷文献関係の目録には類例のない詳細なもので

ある。この書き込みこそ、『寄託目』の要となる部分と認められる。この書き込みが盛り込まれる『寄託目』について、小田氏は、

「この天下の孤本ともいえる目録を活字化し、出版することは、大谷探検隊將來敦煌寫經を研究する上で大變有用な資料であろうと考え、ここに提出するしだいである。」

と記述している。<sup>(69)</sup> こうした小田氏に続き、榮新江氏は「大谷收集品」関係の諸目録を比較した上、次のような文を綴っている。<sup>(70)</sup>

「『葉目』和「高楠目」是簡單的經名登錄、祇反映這些經卷當時的存在情況。比較重要的是「寄託目」。此目除有與「關目」相同的著錄項目外、還記錄了首尾、題記、年代以及照相與否等情況、是今天我們勘合各種目録所記敦煌寫經的重要根據。…」

ところで、『寄託目』を活字化して図版と共に公刊した小田義久氏らにはこの書き込みの書き手についての言及が見られないが、この編刊にかかわった中田篤郎氏は次のような文を残している。中田氏は、『寄託目』を「大變貴重な資料」と認識して、その書き込み手を探ろうとしたのである（加点は筆者。「寄託目録」は『寄託目』である）。

「『寄託目録』の書き込みをした人物が誰であるかは、牧田先生よりの私信によれば、塚本善隆博士は関東州にいかれたことはなく、羽田博士の手でもないように思うとのことである。<sup>(71)</sup>」

しかし、この後、この問題についての調査、報告はなされることがなかった。そこで、筆者は、各目録の筆跡調査を行い、関連資料を精査する中で、『寄託目』の書き込みの筆跡が、羽田氏の自筆とされる『敦煌秘笈目録』<sup>(72)</sup>（羽田氏、塚本氏、牧田氏と通伝され、現在落合氏が保存している）の文字と同筆であることを確認したのである。書き込みはその主体が行草体のペン書きで、手慣れた速書である。また、一部には筆書きがあり、これらの様態が『敦煌秘笈目録』の筆跡と一致したのである（図版四、五参照）。



また、上記の「寄託目録」の書き込み、殊に「○尾写」「○首尾写」などの印、文の記される部分をもって「羽田写真」と比較したところ、要撮影印や撮影を指示する文のある部分のすべてが、写真として羽田記念館に残されていることがわかったのである。

上述もしたように、『寄託目録』は、版芯に「關東廳博物館」の文字を刷り込んだ便箋を使用しているが、この巻前には、題の左側に「旅順博物館」との添記があるため、やや大字の楷書で書かれた目録は、昭和九年（一九三四）に關東庁博物館の名称が、旅順博物館と改称されてよりのちに作られたものと判断される。目録の書き込みは写真を書録したのではなく、原文書を実査しつつ、その内容を審定して順次にこれを細字で綴り記しているようであるから、文書の寄託先、すなわち博物館内でこれが書かれたものと推考されるのである。恐らく、羽田氏自身が依頼を受け、書種、記号、形状、頁数を列記した博物館調整の目録に、自ら及び研究者への研究資料を増やすために、こういった書き込みを行ったように思われる。羽田氏の略歴<sup>(73)</sup>によれば、昭和十年六月十一日「滿州國出張ヲ命ゼラ」れ、同十三年七月二十八日「滿州國及中華民國へ出張ヲ命ゼラ」れているように、この時期に、少なくとも二度ほど滿州國に赴いていることがわかる。（このうち、昭和十三年の出張は、實際の出発が八月二十二日で帰国が九月二十三日であった）『寄託目録』の下半部に見える「書き込みは」、内容、筆跡等から見て羽田亨氏がこの時期に行ったものと推考できる。

### むすびに

羽田亨博士収集の「西域出土文献写真」（「羽田写真」）が、研究者に注目されるようになってから、現在までに已に約十年の時が経ってしまった。この間、「羽田写真」に係わる貴重な資料を用いた数篇の論考が公表されている。しかし、「羽田写真」の全体像、及びそれらの写真の背後に潜む羽田氏の西域出土文献蒐集の実態等は、諸先学によっても論及さ

れることがなかった。こうした先学の未論及の領域に対して、筆者は、基礎的な調査が是非とも必要である、と痛感していたため、機会を得て、より精確を期した基礎的な調査を心がけることとなった。本稿は、この調査を通して追跡し、確認し得た事柄を記述したものである。今まで不分明であった「羽田写真」のもととなる原写本の実態——その所蔵機関と内容等については幾分明らかにし得たように思われる。ここで改めて、明らかにし得たそれらの事柄について取り纏め、本稿の結びとしたい。

さて、「羽田写真」には、次のものが写し込まれていることが判明した。

李盛鐸旧蔵文書（三十二点）

書道博物館現蔵文書（四十三点）

藤井有鄰館現蔵文書（五十七点）

寧樂美術館現蔵文書（八十七点）

大谷探検隊将来文書（四十点）

その他<sup>(74)</sup>

このうちの李盛鐸旧蔵文書は、日本某財団<sup>(75)</sup>に、大谷探検隊将来文書は、中国国家図書館にそれぞれ現蔵されていることが明らかとなっている。「羽田写真」中に見られる上記の五機関等に現蔵される漢文文書の総計点数は、二五九点であり、前掲の「羽田写真」に包摂される三二一点（胡語文書を除く）の文書総数の八割余にも達するものとなっている。

また、「羽田写真」には、さまざまな内容の西域出土文書が写し残されている。しかし、その写真を総覧すると、そこには、あるまじき観察される。例えば、羽田氏がその東渡に辛苦し、一時掌中にしていたと見られる李盛鐸氏旧蔵文書関係の写真には、奥書をもつ写経類、及び経史子集にまたがる貴重抄本が多いことが知られる。このほかに、

書道博物館蔵文書の写真…経書、史料、社会文書類

藤井有鄰館藏文書の写真…長行馬、牒状、書簡類

寧樂美術館藏文書の写真…蒲昌府文書類

大谷探検隊将来文書の写真…写経類

と、それぞれジャンルの異なつた特異なものが一纏まりとなっている。羽田氏の写真収集に関する企図や意志がこうしたさまを導いていたと言っても誤りではあるまい。

また、大谷探検隊将来文書の写真については、羽田氏が縦覧調査して撮影した実態が確認されることとなつた。これ以外のものについては、不明な点もあるが、写真そのものの一部には、写本の譲渡、及び写本の売却、または購求等の事情にかかわるものも含まれるであろうことが推考される。

李盛鐸旧藏文書に関しては、羽田氏は、内容的にきわめて資料性の高い優品多数を東渡させ、数多くの写真を残している。そして、他家蔵のものをも蒐集して写真を撮り、学術研究進展のための貴重な実物素材を蓄積していたのである。

羽田氏が生前に懸命に蒐集した西域出土文書は、現在、日本各地の所蔵機関や個人のもとに嚴重に保存されているが、これに付随して撮影し、また入手した写真は、羽田氏が自ら記すように、

「余は今日までの自分一個の爲ではなく、余の奉職する大學の爲に、また更に廣く一般學界の爲…」<sup>(76)</sup>  
のものであり、また、氏の故友石田幹之助氏が、

「羽田博士の本領は固より一個の學者として、研究家としてではありませんが、その才華は到る所に煥發し、交友知己、學界は勿論廣く政界・財界の名士にも少からず、これらを通じて學術の向上、研究事業の推進にも多大の功を擧げられたのであります。」<sup>(77)</sup>

と綴るように、學術向上、研究事業推進の基礎となるものでもあつた。こうした実態が写真の総体から直かに推測できるのである。

「羽田写真」は、羽田氏の学術研究上の高邁な視座とその実践行動の大きさを証かす貴重な遺品であり、敦煌・吐魯番も含む西域出土文献の研究が起こされた黎明期のさまざまな情報を大量に内包させるもので、現在蒙昧となつてしまつた文書発見以降の所蔵、転売、購得、研究等の変遷を解き明かす重要な写真資料といえる。日本に於ける西域出土文献研究史上に特筆される価値をもつ「羽田写真」は、この領域の研究を進めて行く上でも、今後さらに注目し、解析していかねばならないものといふことが出来る。

なお、本稿で触れることができなかった「羽田写真」中に写し出されている文書で、現在、既述以外の日本の各所に所蔵されているものについては、稿を改めて述べることにしたい。

#### 〔追記〕

羽田記念館所蔵「西域出土文献写真」を調査するにあたっては、京都大学大学院文学研究科附属「ユーラシア文化研究センター」（羽田記念館）の多数の方々にご支援を賜つた。「羽田写真」及びこれに関わる諸資料は、管理上、閲覧等にかかりの制約が設けられているが、こうした中で数次にわたり調査を進めさせて頂いたことは身に余ることであつた。深く感謝を申し上げる次第である。また、原文書の閲覧や調査にあつても、龍谷大学図書館、天理大学附属天理図書館、藤井有鄰館、武田学術振興財団附属「杏雨書屋」、書道博物館、磯部武男氏、ほか多数の関係機関及び関係諸先生から温かなご理解とご援助を賜つた。ご好意の数々を振り返りながら心からの感謝を申し上げる次第である。なお、本稿の一部には、二〇〇六年六月十七日及び同十月二十一日に東洋文庫に於ける内陸アジア出土古文献研究会で報告したものを含めているが、その後新たに確認できた事柄等も加えてある。

注

- (1) 榮新江『海外敦煌吐魯番文獻知見録』江西人民出版社  
一九九六年六月 二一八頁
- (2) 注(3)所掲書の「表二」研究状況一覽」参照。
- (3) 「羽田博士略歴」(羽田博士還暦記念會編『羽田博士頌  
壽記念 東洋史論叢』東洋史研究會 一九五〇年十一月)
- (4) 羽田亨「新出波斯教殘經に就て」(『羽田博士史学論文  
集』下卷 言語宗教篇 同朋舎 昭和五十年八月版 二一  
五頁)
- (5) 落合俊典「李盛鐸旧藏照明菩薩經探蹟」『香川孝雄博  
士古稀記念論集』佛敎學浄土學研究』永田文昌堂 二〇〇  
一年三月 二九頁註(2)、及び「李盛鐸舊藏開元廿二年  
寫『法花行儀』初探」(高田時雄編『草創期の敦既學』知  
泉書院 二〇〇二年十二月二〇四頁)
- (6) 羽田亨「中亞史研究資料の探訪」(『羽田博士史学論文  
集』下卷 言語宗教篇 同朋舎出版部 昭和五十年八月版  
五六〇～五六一頁)
- (7) 羽田亨「史料蒐集家としての内藤博士」(前掲『羽田  
博士史学論文集』下卷五八五頁)
- (8) (注) 6掲書 五六〇頁
- (9) 落合俊典「羽田亨稿『敦煌秘笈目録』簡介」(郝春文  
主編『敦煌文獻論集』遼寧人民出版社 二〇〇一年五月)
- (10) 落合俊典「敦煌秘笈目録」(第433號至第670號)略考」  
(中国敦煌吐魯番學會他『敦煌吐魯番研究』第七卷二〇〇  
四年一月)
- (11) 榮新江「李盛鐸写卷的真与偽」(『敦煌学叢刊』一九九  
七年第二期)
- (12) 商務印書館編『敦煌遺書總目索引』中華書局一九八三  
年六月版 三二三～三三四頁による。
- (13) 注(1)所掲書 二一八頁
- (14) 注(10)所掲 落合氏論文 一七四頁
- (15) 内藤湖南「湖南文存卷十六 與李木齋 昭和三年九月」  
(『内藤湖南全集』第十四卷 筑摩書房 昭和五一年七月  
二六二頁)
- (16) 羽田亨「景敎經典志玄安樂經に就いて」(『東洋學報』  
第十八卷 第一號 一九二九年八月初収、『羽田博士史学  
論文集』下卷 言語宗教篇二七〇頁再収。)
- (17) 注(16)所掲 羽田亨『羽田博士史学論文集』下卷  
二七一頁
- (18) 羽田亨氏自筆の『敦煌秘笈目録』、及び同氏所蔵の写  
真からすれば、この二面が知れる。
- (19) 安藤徳器「燉煌經卷の蒐集」(『茶わん』第九十八號  
茜屋書房 昭和十四年 三月號)。なお、梶浦晉氏の論文  
「大正・昭和前期の京都における敦煌學」は、高田時雄編  
『草創期の敦煌學』知泉書館 二〇〇二年十二月に収載され  
ている。
- (20) (注) 6所掲 落合俊典「羽田亨稿『敦煌秘笈目録』  
簡介」九八～九九頁

- (21) (注) 6所掲 栄新江「李盛鐸写卷的真与偽」三頁
- (22) 栄新江「海外敦煌吐魯番文献收藏概况」(北京圖書館出版社『敦煌与絲路文化學術講座』第一輯 二〇〇三年九月一一〇頁)
- (23) 高田時雄「明治四十三年(一九一〇)京都文科大學清國派遣員北京訪書始末」(中国敦煌吐魯番學會他『敦煌吐魯番研究』第七卷 二〇〇四年一月 二十二頁)
- (24) (注) 6所掲 高田時雄「明治四十三年(一九一〇)京都文科大學清國派遣員北京訪書始末」二十一頁
- (25) 丸山裕美子「静岡県磯部武男氏所藏敦煌・吐魯番資料管見」(『唐代史研究』第二号一九九九年六月)
- (26) 磯部武男氏のご教示によれば、これらの所藏品は平成十三年に京都の古書肆 臨川書店の販書目録に掲示されたものを見て購得したもので旧藏者等は不明のよしである。
- (27) この六三六号文書については、落合氏の論考によれば、「昭和十五年(一九四〇)年購於□□氏」という。(注(16)所掲 落合俊典「敦煌秘笈目録(第33號至第670號)略考」参照)
- (28) 池田温「李盛鐸旧藏敦煌婦義軍後期社会經濟文書簡介」(『吳其昱先生八秩華誕敦煌学特刊』台北文津出版社 一九九九年六月)
- (29) 藤枝晃「『德化李氏凡將閣珍藏』印について」(京都國立博物館『學叢』第七号 昭和六十年三月)参照。ただし、「羽田写真」中の525・528・600等の文書末には、「德化李氏凡將閣珍藏」印が捺されている。
- (30) 注(23)所掲 高田時雄氏の論文。なお、「KOKUYO」野線がある『敦煌秘笈目録』の一端は、前掲の落合氏「敦煌秘笈目録(第33號至第670號)略考」に見られる。
- (31) 注(11)所掲 栄新江「李盛鐸写卷的真与偽」附録
- (32) 羽田亨「敦煌千佛洞の營造に就きて」(『歴史と地理』第二十卷 第一號 一九二七年七月初収、のち『羽田博士史学論文集』上巻 歴史篇 五七二頁再収) 庄垣内正弘「中村不折氏旧藏ウイグル語文書断片の研究」(『東洋學報』第六十一卷 第一・二號 一九七九年十二月)、同氏 ユーラシア古語文献研究叢書I『ロシア所藏ウイグル語文献の研究—ウイグル文字表記漢文とウイグル語仏典テキスト—』京都大学大学院文学研究科 二〇〇三年
- (33) 中村不折「西域出土の寫經について」(『書苑』第六卷第九號 三省堂一九四二年九月)、同「再び西域出土の寫經について」(『書苑』第七卷 第二號 三省堂一九四三年二月)、中村氏は同誌上で「西域出土寫經」の題のもとに書道博物館所藏の写經類の図版数点を掲載した。
- (34) 磯部彰 編『台東区立書道博物館藏 中村不折旧藏禹域墨書集成』上中下 二〇〇五年三月
- (35) 注(32)所掲書 五七二頁
- (36) 中村不折『新疆ト甘肅ノ探險』附印度(雄山閣一九三四年五月 八〜九頁)
- (37) 『説文月刊』一九四〇年 第一卷 第五、六期合刊所

収

- (38) 注(34)所掲書 下卷所収
- (39) 安藤徳器「燉煌經卷の蒐集」(『茶わん』第九十八號 茜屋書房 昭和十四年三月號)
- (40) 玄幸子「羽田記念館所蔵西域出土文献写真資料中『蕩子賦』テキスト紹介」(『敦煌學國際聯絡委員會通訊』第二輯 二〇〇四年一二月)、のち郝春文主編『二〇〇二—二〇〇五敦煌學國際聯絡委員會通訊集刊』(上海古籍出版社 二〇〇五年十一月再収)
- (41) 陳国燦「東訪吐魯番文書紀要(二)」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第十三輯 武漢大学一九九四年一二月)。陳氏は、「一九三五年李氏死、此後不久這批文書便轉賣給了日本有鄰館、這在一九三八年(昭和十三年)八月四日之『讀賣新聞』上曾報道了這一經過。」(原文簡体字)とされているが、筆者の調べでは、当該の記事は見当たらない。
- (42) 栄新江『鳴沙集—敦煌學學術史和方法論的探討』(新文豐出版 一九九九年九月) 九六頁 注11による。
- (43) 藤枝晃「長行馬」(『墨美』第六〇号 一九五六年十一月)、同「藤井有鄰館所蔵の北庭文書」(『書道全集』八 中国八 唐Ⅱ 月報第一三號 一九五七年)
- (44) 陳国燦「東訪吐魯番文書紀要(一)」(『魏晉南北朝隋唐史資料』第十二輯) 武漢大学 一九九三年八月)
- 施萍婷「日本公私收藏敦煌遺書叙録(二)」(『敦煌研究』一九九四年三期)
- 栄新江『海外敦煌吐魯番文献知見録』江西人民出版社 一九九六年六月 一九四—一九九頁
- (45) 饒宗頤「京都藤井有鄰館藏敦煌殘卷紀略」(『金匱論古綜合彙』第一期 一九五四年十月初出、のち、『選堂集林』「史林」下冊 九九八—一〇一〇頁再収)。しかし、一九九〇年九月十六日に同館を訪ねた栄新江氏はこの目録を見なかつたという(『海外敦煌吐魯番文献知見録』一九六頁)。筆者も近日有鄰館で調査を行ったが、この折、同館長の藤井善三郎氏から「この目録は現蔵していない」とのご教示を頂いた。なお、饒氏の「何彦昇秋輦中丞藏敦煌石室唐人秘笈六十六種」は、藤枝晃氏の前掲「長行馬」文中では「敦煌石室唐人秘笈六十五種」となっている。
- (46) 注(45)所掲 饒宗頤氏文一〇〇一頁
- (47) 注(43)所掲 藤枝晃「長行馬」二頁
- (48) 注(45)所掲 饒宗頤氏文一〇〇三頁
- (49) 注(44)所掲 栄新江『海外敦煌吐魯番文献知見録』一九七頁
- (50) 仁井田陞氏「吐魯番出土の唐代の公牘」(『書苑』第一卷第六號 三省堂昭和十二年八月)
- (51) 陳国燦 劉永增編『日本寧樂美術館藏吐魯番文書』文物出版社 一九九七年一〇月三頁「前言」
- (52) 寧樂美術館所蔵の「蒲昌府文書」の詳細については、前掲の仁井田陞氏の論考のほか、日比野丈夫「唐代蒲昌府文書の研究」(『東方學報』第三三冊 一九六三年三月)、

同「新獲の唐代蒲昌府文書について」(『東方學報』第四五册一九七三年九月)、菊池英夫「西域出土文書を通じてみたる唐玄宗時代における府兵制の運用」(上下)(『東洋学報』第五十二卷三、四期 一九六九〜七〇年)などの各論も見られる。但し、日比野丈夫「新獲の唐代蒲昌府文書について」は寧樂美術館の藏品についてのものではない。

(53) 注(51) 所掲書

(54) 寧樂美術館蔵「蒲昌府文書」一号、三五号文書にはそれぞれ「古董毛志新考藏金石圖書之印」「程青嵩圖書記」の捺印が見えることから、顧巨六氏より以前に毛、程等の諸氏が収蔵した経緯があったと見られる。なお、当美術館には「蒲昌府文書」以外に「羽田写真」No.四五二Dに見られる「八相變」残巻も現蔵されている。これについては、平野顕照『唐代文学と仏教の研究』(朋友書店昭和五年五月)、張湧泉氏ら『敦煌變文校注』(中華書局一九九七年五月)等参照。

(50) 金祖同「唐開元二年西州屯戍烽燧牒跋」(『説文月刊』一九四〇年 第一卷 第五、六期合刊)。

(56) 注(51) 所掲書 九頁参照。

(57) 羽田亨「二樂叢書第一號を讀む」(『藝文』第三年 第十號 大正元年九月初収)、のち『羽田博士史学論文集』下巻 言語宗教篇再収 五四六頁)

(58) 『西域考古圖譜』下(國華社 大正四年六月 柏林社書店 昭和四十七年十二月覆刊) 大谷光瑞の「序文」に見

える。

(59) 『羽田博士史学論文集』上巻 歴史篇 五一六〜五二八頁、下巻 言語宗教篇 六四〜一四二頁。

(60) 上原芳太郎編『新西域記』下巻 附録二 有光社 一九三七年四月

(61) 井ノ口泰淳 白田淳三 中田篤郎共編『舊關東廳博物館所藏大谷探検隊將來文書目録』(図版) 龍谷大學佛敎文化研究所 西域出土佛典研究班 一九八九年三月

(62) 中田篤郎「関東庁博物館 大谷家出品目録」作成年次について(『汲古』第十八号 一九九〇年十二月) 補注二

(63) 大谷光瑞氏の二樂荘の売却などに関する詳細は、芦屋市立美術博物館編『モダニズム再考 二樂荘と大谷探検隊』一六八〜一七九頁(平成十一年十月)、及び白須淨眞「大谷光瑞と羅振玉―京都に於ける敦煌學の興隆と第三次大谷探検隊」(『草創期の敦煌學』知泉書館二〇〇二年十二月)をそれぞれ参照。

(64) 大谷文書の整理と研究班 代表小田義久『大谷光瑞氏寄託経巻目録』(第壹分冊)(一九八九年九月 龍谷大学佛敎文化研究所)

(65) 注(51) 所掲 井ノ口泰淳他編『舊關東廳博物館所藏大谷探検隊將來文書目録』(図版)「はじめに」。なお、中国に於ける大谷探検隊將來品については、尚林・方廣錫・榮新江共撰「中國所藏「大谷收集品」概況―特別以敦煌寫

「龍大學佛教文化研究所 西域研究會 一九九一年三月」を参照。

(66) 北京圖書館善本組編『敦煌劫餘錄續編』一九八一年七月

(67) 羅振玉『雪堂叢刻』(三) 北京圖書館出版社 二〇〇〇年五月

(68) 注(62)所掲 中田篤郎「関東庁博物館 大谷家出品目録」作成年次について

(69) 小田義久 中田篤郎共編『移録 大谷光瑞氏寄託經卷目録』(第貳分冊) (龍谷大学佛教文化研究所 一九八九年九月)「はじめに」

(70) 注(65)所掲 榮新江氏他の文。

(71) 注(62)所掲 中田篤郎「関東庁博物館 大谷家出品目録」作成年次について」中の注29、同補注2

(72) 注(9)所掲 落合俊典「羽田亨稿《敦煌秘笈目録》簡介」

(73) 「羽田博士略歴」(羽田博士還暦記念會編『羽田博士頌壽記念 東洋史論叢』(東洋史研究會 一九五〇年十一月)

(74) その他の各所に所蔵されるものについては、稿を改めて述べることにしたい。

(75) 注(9)所掲 落合俊典「羽田亨稿《敦煌秘笈目録》簡介」、及び注(23)所掲 高田時雄「明治四十三年(一九一〇)京都市立大学清國派遣員北京訪書始末」

(76) 注(6)所掲 『羽田博士史学論文集』下巻 言語宗

教篇 五六〇頁

(77) 石田幹之助「羽田博士の経歴と業績」(『東方學』第十輯 一九五五年 一四三〜一四四頁)

参考

〔表二〕中所掲の研究状況一覽

1 池田温「敦煌郡龍勒鄉天寶六載籍の一断簡」(『創価大学人文論集』第一〇号 一九九八年三月)

2 池田温「盛唐物価資料をめぐって——天寶二年交河群市估案の断簡追加を中心に——」(創価大学『シルクロード研究』創刊号一九九八年三月)

3 池田温「李盛鐸旧藏敦煌婦義軍後期社会經濟文書簡介」(『吳其昱先生八秩華誕敦煌学特刊』台北文津出版社 一九九九年六月)

4 落合俊典「李盛鐸旧藏照明菩薩経探蹟」(香川孝雄博士古稀記念論集『佛教学浄土學研究』二〇〇一年三月)

5 落合俊典「李盛鐸舊藏開元廿二年寫『法华行儀』初探」(『草創期の敦煌學』知泉書館二〇〇二年十二月)

6 牧野和夫「孔子項託相問書」の世界——敦煌写卷の断簡一紙——俄羅斯科学院東方研究所聖彼得堡分所蔵『孔子項託相問書』断簡と京都大学内陸アジア研究所(羽田記念館蔵「羽田亨博士収集西域出土文献写真」所収写真一葉との関係について) (『実践国文学』六十三号 二〇〇三年三月)

- 7 湯谷祐三「新出敦煌孝子伝資料と変文の関係―羽田記念館所蔵「西域文献資料写真」所収孝子伝資料をめぐる」(『同朋大学仏教文化研究所紀要』第二十三号 二〇〇三年)
- 8 岩本篤志「羽田記念館所蔵「西域出土文献写真」七六六・七六七『十六國春秋』考―李盛鐸旧藏敦煌文献をめぐる―」(西北出土文献研究会『西北出土文献研究』創刊号 二〇〇四年三月)
- 9 注(40)所掲 玄幸子氏論文参照。
- 10 岩本篤志「唐宋期における守庚申と盤上遊戯―『西域出土文献写真』所収「宵夜図」考―」(『日本敦煌学論叢』第一卷 二〇〇六年十月)

〔表四〕 中所掲の研究状況一覧

- 1 藤枝晃「長行馬」(『墨美』第六十号 一九五六年十一月)
- 2 藤枝晃「藤井有鄰館所蔵の北庭文書」(『書道全集』八中国八 唐Ⅱ 月報第十三號 一九五七年)
- 3 入矢義高「敦煌発見の勸善文」(『墨美』第六二号 一九五七年一月)
- 4 小笠原宣秀「敦煌本〈勸善経〉をめぐる」(『東方宗教』二二二號 一九六三年十一月)
- 5 小笠原宣秀「唐代西州の雌尼衆團」(『印度學佛教學研究』第十四卷 第二號 一九六六年三月)
- 6 池田温『中国古代籍帳研究』(東京大学出版会 一九七九年三月) 三五四頁 他

- 7 孔星祥「唐代新疆地区的交通組織長行坊」(『中国歴史博物館館刊』一九八一年三月)
  - 8 孫繼民『唐代瀚海軍文書研究』甘肅文化出版社 二〇〇二年八月
- (ちよう なれい、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科 博士後期課程平成十五年九月修了、早稲田大学非常勤講師)